

別表第2(第5条 第7条関係)

特定専決事項

1 部局長等特定専決事項

部局名	室課名	部局長専決事項	室課長専決事項	出先機関の長専決事項
知事政策局	秘書課		(1) 叙位及び死亡者叙勲の上申に関すること。 (2) 紺綬褒章 <small>じゆ</small> の上申に関すること。	
	消防課	消防法による危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所(以下この項において「製造所等」という。)に係る命令に関すること。	(1) 消防組織法による消防機械器具等の性能試験に關すること。 (2) 製造所等の設置の許可及び製造所等の位置、構造又は設備の変更の許可に關すること。 (3) 製造所等の完成検査及び位置、構造又は設備を変更する場合の一部仮使用の承認に關すること。 (4) 製造所等に係る予防規程の制定及び変更の認可に關すること。 (5) 消防法による資料の提出、立入検査等に関すること。 (6) 消防防災ヘリコプターの出動の決定に関すること。	

	航空政策課	<p>空港内の工作物の設置及び土地、建物等の使用の許可に関する事(空港管理事務所長の専決事項に係るものを除く。)</p>	<p>空港内で営業する者の許可に関する事(空港管理事務所長の専決事項に係るものを除く。)</p>	<p>空港管理事務所</p> <p>(1) 空港の運用時間外の空港施設の使用許可に関する事。</p> <p>(2) 空港施設の使用届又は使用変更届の受理に関する事。</p> <p>(3) 空港における換算単車輸荷重が30トンを超える航空機の使用許可に関する事。</p> <p>(4) 空港において爆発物又は危険を伴う可燃物を携帯し、又は運搬する行為及び裸火を使用する行為の許可に関する事。</p> <p>(5) 空港内の工作物の設置及び土地、建物等の使用の許可(同一内容で更新するものに限る。)に関する事。</p> <p>(6) 空港内で営業する者の許可(同一内容で更新するものに限る。)に関する事。</p> <p>(7) 空港の構内営業の休廃止届の受理に関する事。</p> <p>(8) 空港制限区域立入証等の交付に関する事。</p>
観光・地域振興局	観光課		<p>旅行業約款の許可に関する事。</p>	
	国際・日本海政策課		<p>一般旅券の交付に関する事。</p>	

経営管理部	人事課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員(係長相当職以上の職員(主任及び主任普及指導員を除く。)を除く。)の人事に関する事(室課長の専決事項に係るものを除く。)</li> <li>(2) 職員研修(研修所研修を除く。)に関する事。</li> <li>(3) 永年勤続職員表彰に関する事。</li> <li>(4) 指定代理人の指定及び変更に関する事。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員(単純労務職員、臨時職員、非常勤職員等に係るものに限る。)の人事に関する事。</li> <li>(2) 職員の休業に関する事。</li> <li>(3) 職員の退職手当の裁定並びに支出負担行為及び支出命令に関する事。</li> <li>(4) 恩給及び退隠料の裁定並びに支出負担行為及び支出命令に関する事。</li> <li>(5) 公務災害の認定並びに災害補償費の支出負担行為及び支出命令に関する事。</li> <li>(6) 職員住宅の入居者の決定に関する事。</li> </ul>	職員研修所 研修所研修に関する事。
	統計調査課	<p>県基幹統計調査の指定又は指定の変更若しくは解除に関する事。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 調査区の設定に関する事。</li> <li>(2) 統計調査員の任免に関する事。</li> </ul>	

<p>文書学術課</p>	<p>(1) 公益信託の引受けの許可に関する事。  (2) 宗教法人の規則の認証に関する事。  (3) 中学校及び高等学校の収容定員に係る学則の変更の許可に関する事。  (4) 幼稚園、専修学校及び各種学校を設置する学校法人の設立等の許可に関する事。  (5) 幼稚園、専修学校及び各種学校の設置等の許可に関する事(室課長の専決事項に係るものを除く。)  (6) 富山県奨学資金(大学院奨学資金に限る。)の貸与者の決定及び返還の免除に関する事。</p>	<p>(1) 行政書士会の会則の変更の許可に関する事。  (2) 特例民法法人(国家公安委員会の所管事項に係る事業を目的とするものを除く。)の合併の認可、残余財産処分の許可、基本財産処分の承認、解散の承認等に関する事。  (3) 公益法人の財産目録等及び移行法人の公益目的支出計画実施報告書の閲覧又は謄写に関する事。  (4) 公益信託の信託の条項の変更の許可に関する事。  (5) 宗教法人の規則の変更の認証に関する事。  (6) 宗教法人の過料に関する事。  (7) 学校法人の寄附行為の変更の許可に関する事。  (8) 幼稚園及び各種学校の収容定員に係る学則の変更の許可に関する事。  (9) 専修学校の目的の変更の許可に関する事。</p>	<p>公文書館  公文書等の記録の閲覧、複写、貸出し及び出版物等への掲載の承認に関する事。  県立大学  (1) 教育研究に係る寄附の受入れに関する事(感謝状等の贈呈を含む。)  (2) 次に掲げる事項の支出負担行為及び支出命令に関する事。  ア 1件50万円未満の報償費(非常勤の嘱託及び講師に対するものにあつては、金額にかかわらず。)  イ 旅費  ウ 1件200万円未満の負担金、補助及び交付金  エ 1件1,000万円未満の委託料(庁舎の維持管理及び機械器具類等の保守管理に係るものを除く。)  オ 1件1,000万円未満の教育研究用の備品購入費(自動車に係るものを除く。)  (3) 公舎の使用に関する事。  (4) 非常勤講師の任免に関する事。  (5) 県立大学の入学考査料の徴収の猶予の決定に関する事。  (6) 県立大学の授業料及び入学料の減免並びに徴収の猶予の決定に関する事。</p>
<p>財政課</p>	<p>(1) 県費予算の配当に関する事(赴任旅費及び臨時配当に係るものを除く。)  (2) 過年度に属する経費の予備費からの支出に関する事。  (3) 1件20万円未満の債権(別に定めのあるものを除く。)の減免に関する事。  (4) 元気とやま応援寄附金のうち1件10万円以下の寄附の受入れに関する事。</p>	<p>(1) 予算の費目流用に関する事(室課長の共通専決事項に係るものを除く。)  (2) 赴任旅費の配当に関する事。  (3) 県費予算の臨時配当に関する事。</p>	<p>東京事務所  次に掲げる事項の支出負担行為及び支出命令に関する事。  ア 旅費  イ 1件50万円未満の諸費  ウ 1件200万円未満の負担金、補助及び交付金</p>

管財課

- (1) 庁舎事務室の使用決定に関すること。
- (2) 県公舎(中央病院に係るもの及び職員公舎を除く。)の入居者の決定に関すること。
- (3) 1件1,000万円以上5,000万円未満(債務負担行為に基づくものにあつては、1件1,000万円以上)の公有財産の取得(公共事業等に係るものを除く。)に関すること。
- (4) 1件1,000万円以上5,000万円未満の公有財産(土地改良財産を除く。)の交換及び処分(支障木の売払い及び管理課の所掌に係るものを除く。)に関すること。
- (5) 普通財産(土木工事及び農地林務工事により生じた普通財産を除く。)の5年以下の貸付けに関すること(室課長の専決事項に係るものを除く。)
- (6) 行政財産の6月を超える使用許可に関すること(室課長、出先機関の長及び土木事務所長の専決事項に係るものを除く。)
- (7) 1件1,000万円以上の公有財産(土地改良財産を除く。)の用途の廃止及び変更並びに所管換えに関すること。
- (8) 職務発明に係る認定及び承継の決定に関すること。

- (1) 職員公舎の入居者の決定に関すること。
- (2) 1件1,000万円未満の公有財産の取得(公共事業等に係るものを除く。)に関すること。
- (3) 1件1,000万円未満の公有財産(土地改良財産を除く。)の交換及び処分(支障木の売払い、管理課の所掌に係るもの並びに土木センター所長及び土木事務所長の専決事項に係るものを除く。)に関すること。
- (4) 普通財産(土木工事及び農地林務工事により生じた普通財産を除く。)の1年未満の貸付け、同一内容で更新する場合の5年以下の貸付け(3年以上のものにあつては、1,000平方メートル以上又は概算評価額1億円以上のものを除く。)及び電柱、水道管、ガス管、公衆電話、照明灯、自動販売機その他これらに類する工作物等の設置に係る貸付けに関すること。
- (5) 行政財産の6月以下の使用許可、同一内容で更新する場合の使用許可及び電柱、水道管、ガス管、公衆電話、照明灯その他これらに類する工作物等の設置に係る使用許可に関すること(室課長、出先機関の長及び土木事務所長の共通専決事項に係るものを除く。)
- (6) 1件1,000万円未満の公有財産(土地改良財産を除く。)の用途の廃止及び変更並びに所管換えに関すること。

税務課	<p>(1) 課税地の指定に関する こと。</p> <p>(2) 県税及び地方法人特別 税に係る不服申立てに対す る裁決又は決定に関するこ と。</p>	<p>(1) 県たばこ税の賦課徴収 に関すること。</p> <p>(2) 県固定資産税の賦課徴 収及び犯則事件に係る告発 等に関すること。</p>	<p>県税事務所</p> <p>次に掲げる事項の支出負担 行為及び支出命令に関するこ と。</p> <p>ア 特別徴収義務者、納税 貯蓄組合等に対する報償 金</p> <p>イ 個人県民税徴収取扱費 交付金</p> <p>ウ 県税及び地方法人特別 税に係る過誤納還付金 (自動車税及び自動車取 得税に係るものを除く。)</p>
市町村 支援課	<p>(1) 市町村の起債に係る許 可及び協議における同意に 関すること。</p> <p>(2) 地方公共団体の組合の 設置又は組織、事務及び規 約の変更の許可に関するこ と。</p> <p>(3) 地方開発事業団の設置 及び規約変更等の認可に関 すること。</p> <p>(4) 財産区の財産及び公の 施設の処分の協議に基づく 同意に関すること。</p> <p>(5) 市町村に交付すべき地 方交付税及び地方特例交付 金の額の算定及び交付に関 すること。</p> <p>(6) 地方公営企業の経営に 関し、関係市町村の申出に 対するあつせん、調停及び 勧告に関すること。</p> <p>(7) 市町村の設立に係る土 地開発公社の設立認可、定 款変更認可及び解散認可に 関すること。</p> <p>(8) 市町村の財政再生計画 の変更の協議に基づく同意 に関すること。</p>	<p>(1) 地方交付税及び地方特 例交付金の算定に用いた資 料の検査に関すること。</p> <p>(2) 市町村の協議会の設置 及び機関の共同設置又は規 約の変更等の届出の受理に 関すること。</p> <p>(3) 2以上の市町村にわたる 固定資産の価格等の決定及 び配分に関すること。</p>	

生活環境文化 部	県民生 活課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 不当景品類及び不当表示防止法第7条の規定による指示に関する事</li> <li>(2) 不当景品類及び不当表示防止法第8条第1項の規定による公正取引委員会に対する措置請求に関する事</li> <li>(3) 不当景品類及び不当表示防止法第9条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査等に関する事</li> <li>(4) 電気用品安全法第46条の2第1項の規定による電気用品の提出命令及び同条第2項の規定による損失の補償に関する事</li> <li>(5) 家庭用品品質表示法(以下「品質表示法」という。)第4条第1項の規定による表示事項の表示又は遵守事項の指示に関する事</li> <li>(6) 品質表示法第10条第1項の規定による申出の受理及び同条第2項の規定による調査に関する事</li> <li>(7) 消費生活用製品安全法第42条第2項の規定による損失の補償に関する事</li> <li>(8) 物価統制令第3条第1項の規定による統制額を超える契約、支払、受領の禁止の例外についての許可に関する事</li> <li>(9) 物価統制令第8条の2の規定による履行中の契約の変更等の制限の例外についての別段の定及び許可に関する事</li> <li>(10) 物価統制令第30条第1項の規定による報告の徴収、帳簿作成命令及び臨検検査に関する事</li> <li>(11) 国民生活安定緊急措置法(以下「生活安定法」という。)第6条第2項の規定による標準価格又は販売価格の表示の指示に関する事</li> </ul>		
-------------	-----------	--	--	--

- |  |  |
|--|--|
| <p>(12) 生活安定法第7条の規定による標準価格に関する指示等に関すること。</p> <p>(13) 生活安定法第30条第1項の規定による立入検査等に関すること。</p> <p>(14) 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(以下「防止法」という。)第3条の規定による特定物資の価格動向及び需給状況の調査に関すること。</p> <p>(15) 防止法第4条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定による特定物資の売渡しの指示に関すること。</p> <p>(16) 防止法第5条第1項及び第2項の規定による立入検査等に関すること。</p> <p>(17) 特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)の規定による指示及び業務停止命令に関すること。</p> <p>(18) 特定商取引法第60条の規定による申出に関すること。</p> <p>(19) 特定商取引法第66条第1項から第4項までの規定による報告及び立入検査に関すること。</p> <p>(20) 割賦販売法第40条の規定による報告の徴収に関すること。</p> <p>(21) 割賦販売法第41条第1項の規定による立入検査に関すること。</p> <p>(22) ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律(以下「ゴルフ場法」という。)第10条の規定による指示に関すること。</p> <p>(23) ゴルフ場法第17条第1項の規定による報告及び立入検査に関すること。</p> <p>(24) 富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例(以下「消費生活条例」という。)による指定、勧告及び公表に関すること。</p> | <p>(1) 租税特別措置法第28条の4及び第63条の規定による土地の譲渡予定価格の申出に対する意見及び住宅用地の譲渡に該当するものであることについての認定に関すること。</p> <p>(2) 地籍調査及び土地分類調査の指定及び成果の認証に関すること。</p> |
|--|--|

- (25) 消費生活条例第7条第3項、第8条の2第1項及び第2項並びに第16条の2の規定による情報提供等に関すること。
- (26) 消費生活条例第11条第1項の規定による県基準の設定に関すること。
- (27) 消費生活条例第21条第1項の規定による富山県消費者苦情処理委員会の調停に関すること。
- (28) 消費生活条例第23条第2項の規定による貸付金の返還の免除に関すること。
- (29) 消費生活条例第32条第1項の規定による報告の徴収及び立入調査等に関すること。
- (30) 消費生活条例第34条の規定による申出に関すること。
- (31) 国土利用計画法(以下この項において「国土法」という。)による規制区域に所在する土地に関する権利の移転等の許可及び協議並びに買取り請求に関すること。
- (32) 国土法による土地に関する権利の移転等の届出に係る勧告及びそれに基づき講じた措置の報告に関すること。
- (33) 国土法による遊休土地に係る通知、助言、勧告等及び買取りに関すること。
- (34) 国土法による土地調査員の任命等に関すること。
- (35) 国土法による土地調査員以外の職員による立入検査に関すること。

文化振興課			<p>近代美術館 富山県立近代美術館条例第12条の規定による常設展示観覧料等の免除に関すること。</p> <p>水墨美術館 富山県水墨美術館条例第12条の規定による観覧料の減免に関すること。</p> <p>立山博物館 富山県立山博物館条例第13条の規定による使用料の減免に関すること。</p>
男女参画・ボランティア課	<p>(1) 特定非営利活動法人の設立及び合併の認証に関すること。</p> <p>(2) 特定非営利活動法人の業務、財産状況等の報告又は検査に関すること。</p> <p>(3) 特定非営利活動法人に対する改善命令に関すること。</p>	<p>(1) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証に関すること。</p> <p>(2) 特定非営利活動法人の事業の成功の不能による解散の認定に関すること。</p> <p>(3) 解散した特定非営利活動法人の残余財産の譲渡の認証に関すること。</p>	

環境政  
策課

- |   |   |
|---|---|
| (1) 環境影響評価法第4条第2項の規定による第2種事業について環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由に関すること。                      | (1) 環境影響評価条例第6条第2項、第14条第2項又は第35条の規定による関係地域等の設定についての助言に関すること。  |
| (2) 環境影響評価法第10条第1項又は富山県環境影響評価条例(以下「環境影響評価条例」という。)第10条第1項の規定による方法書についての意見に関すること。                     | (2) 環境影響評価条例第11条第2項の規定による技術的な助言に関すること。  |
| (3) 環境影響評価法第20条第1項又は環境影響評価条例第19条第1項の規定による準備書についての意見に関すること。  | (3) 環境影響評価法第17条第3項又は環境影響評価条例第16条第3項の規定による説明会の開催を予定する日時及び場所についての意見に関すること。  |
| (4) 環境影響評価条例第21条第1項の規定による評価書についての意見に関すること。  | (4) 環境影響評価条例第45条第1項の規定による報告及び立入検査に関すること。  |
| (5) 環境影響評価条例第28条第4項又は第36条の規定による環境影響評価その他の手続の再実施の求めに関すること。   | (5) 都市公園法第6条第1項又は第3項の規定による都市公園の占用の許可又は当該許可事項の変更の許可(都市公園法施行令(以下「令」という。)第14条第3号及び第4号に係るものに限る。)に関すること(新港の森に係るものに限る。)   |
| (6) 環境影響評価条例第31条第3項又は第37条第3項の規定による事業着手後の措置等についての意見に関すること。   | (6) 都市公園法第9条の規定による都市公園の占用についての協議(令第14条第3号及び第4号に係るものに限る。)に関すること(新港の森に係るものに限る。)                                       |
| (7) 環境影響評価条例第46条の規定による勧告及び公表に関すること。   | (7) 都市公園法第10条第2項の規定による原状回復等についての必要な指示(令第14条第3号及び第4号に係るものに限る。)に関すること(新港の森に係るものに限る。)                                  |
| (8) 都市公園法第5条第1項の規定による公園管理者以外の者の公園施設の設置及び管理の許可並びに当該許可事項の変更の許可に関すること(県民公園新港の森(以下「新港の森」という。)に係るものに限る。) | (8) 富山県置県百年記念県民公園条例(以下「県民公園条例」という。)第7条第1項又は第3項の規定による行為の許可又は当該許可事項の変更の許可(令第14条第3号及び第4号に係る者に限る。)に関すること(新港の森に係るものに限る。) |
| (9) 都市公園法第5条の2第1項の規定による兼用工作物の管理方法の協議に関すること(新港の森に係るものに限る。)   | (9) 県民公園条例第9条第7   |

- |  |   |
|--|---|
| <p>(10) 都市公園法第6条第1項又は第3項の規定による都市公園の占用の許可又は当該許可事項の変更の許可に関する事(新港の森に係るものに限り、室課長専決事項に係るものを除く。)</p> <p>(11) 都市公園法第9条の規定による都市公園の占用についての協議に関する事(新港の森に係るものに限り、室課長の専決事項に係るものを除く。)</p> <p>(12) 都市公園法第10条第2項の規定による原状回復等についての必要な指示に関する事(新港の森に係るものに限り、室課長専決事項に係るものを除く。)</p> <p>(13) 都市公園法第27条の規定による工作物等の除却、保管、売却等に関する事(新港の森に係るものに限り。)</p> <p>(14) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設(最終処分場及び焼却施設に限る。)の設置の許可に関する事。</p> <p>(15) 廃掃法第9条の2第1項及び第9条の3第9項の規定による改善及び使用停止の命令に関する事。</p> <p>(16) 廃掃法第9条の2の2の規定による許可の取消しに関する事。</p> <p>(17) 廃掃法第12条の6の規定による勧告に関する事。</p> <p>(18) 廃掃法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分の許可に関する事。</p> <p>(19) 廃掃法第14条の3(同法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による事業停止の命令に関する事。</p> | <p>号から第9号までの規定による行為の禁止に係る区域又は場所の指定(令第14条第3号及び第4号に係るものに限る。)に関する事(新港の森に係るものに限る。)</p> <p>(10) 県民公園条例第10条の規定による利用の禁止又は制限(令第14条第3号及び第4号に係るものに限る。)に関する事(新港の森に係るものに限る。)</p> <p>(11) 廃掃法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設(最終処分場及び焼却施設を除く。)の設置の許可に関する事。</p> <p>(12) 廃掃法第8条の2第5項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設の使用前検査に関する事。</p> <p>(13) 廃掃法第9条第1項の規定による変更の許可に関する事。</p> <p>(14) 廃掃法第9条第5項(同法第9条の3第10項及び第15条の2の5第3項において準用する場合を含む。)の規定による最終処分場の廃止の確認に関する事。</p> <p>(15) 廃掃法第9条の3第3項の規定による計画の変更及び廃止の命令に関する事。</p> <p>(16) 廃掃法第9条の3第4項の規定による期間の短縮の通知に関する事。</p> <p>(17) 廃掃法第9条の5第1項(同法第15条の4において準用する場合を含む。)の規定による処理施設の譲受け等の許可に関する事。</p> <p>(18) 廃掃法第9条の6第1項(同法第15条の4において準用する場合を含む。)の規定による法人の合併及び分割の認可に関する事。</p> |
|--|---|

- |  |   |
|--|---|
| <p>(20) 廃掃法第14条の3の2 (同法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による許可の取消しに関すること。</p> <p>(21) 廃掃法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可に関すること。</p> <p>(22) 廃掃法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設(最終処分場及び焼却施設に限る。)の設置の許可に関すること。</p> <p>(23) 廃掃法第15条の2の6の規定による改善及び使用停止の命令に関すること。</p> <p>(24) 廃掃法第15条の3の規定による許可の取消しに関すること。</p> <p>(25) 廃掃法第19条の3の規定による改善命令に関すること。</p> <p>(26) 廃掃法第19条の5及び第19条の6の規定による措置命令に関すること。</p> <p>(27) 浄化槽法第12条第1項の規定による助言、指導又は勧告(浄化槽管理者に係るものを除く。)に関すること。</p> <p>(28) 浄化槽法第12条第2項の規定による改善措置命令(浄化槽管理者に係るものを除く。)に関すること。</p> <p>(29) 下水道法第37条第3項の規定による終末処理場の維持管理についての必要な指示に関すること。</p> <p>(30) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「PCB法」という。)第16条の規定による改善命令に関すること。</p> <p>(31) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)第20条の規定による命令に関すること。</p> | <p>(19) 廃掃法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可に関すること。</p> <p>(20) 廃掃法第14条の2第1項の規定による事業範囲の変更の許可に関すること。</p> <p>(21) 廃掃法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可に関すること。</p> <p>(22) 廃掃法第14条の5第1項の規定による事業範囲の変更の許可に関すること。</p> <p>(23) 廃掃法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設(最終処分場及び焼却施設を除く。)の設置許可に関すること。</p> <p>(24) 廃掃法第15条の2第5項の規定による産業廃棄物処理施設の使用前検査に関すること。</p> <p>(25) 廃掃法第15条の2の5第1項の規定による変更の許可に関すること。</p> <p>(26) 廃掃法第18条第1項の規定による報告の徴収及び同法第19条第1項の規定による立入検査に関すること。</p> <p>(27) 廃掃法第20条の2第1項の規定による廃棄物再生事業者の登録に関すること。</p> <p>(28) 廃掃法第23条の3の規定による警察本部長に対する意見聴取に関すること。</p> <p>(29) 廃掃法第23条の5の規定による関係行政機関等への照会等に関すること。</p> <p>(30) 浄化槽法第53条の規定による報告徴収、立入検査等(浄化槽清掃業者及び指定検査機関に係るものに限る。)に関すること。</p> <p>(31) PCB法第14条の規定による指導及び助言に関すること。</p> <p>(32) PCB法第17条の規定による報告の徴収及び同法第</p> |
|--|---|

<p>(32) 地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温暖化対策推進法」という。)第23条第1項の規定による委嘱に関する事。</p>	<p>18条の規定による立入検査等に関する事。</p>
<p>(33) 温暖化対策推進法第24条の規定による指定(取消しを含む。)及び改善命令に関する事。</p>	<p>(33) 建設リサイクル法第19条の規定による助言及び勧告に関する事。</p>
<p>(34) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(以下「フロン回収破壊法」という。)第17条の規定による登録の取消し等に関する事。</p>	<p>(34) 建設リサイクル法第42条第2項の規定による報告の徴収及び同法第43条の規定による立入検査(再資源化等に係るものに限る。)に関する事。</p>
<p>(35) フロン回収破壊法第24条の規定による勧告及び命令に関する事。</p>	<p>(35) フロン回収破壊法第43条の規定による報告の徴収及び同法第44条の規定による立入検査に関する事。</p>
<p>(36) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「自動車リサイクル法」という。)第20条及び第90条の規定による勧告及び命令に関する事。</p>	<p>(36) フロン回収破壊法による登録に関する事(生活環境文化部長の専決事項に係るものを除く。)</p>
<p>(37) 自動車リサイクル法第51条及び第58条の規定による登録の取消し等に関する事。</p>	<p>(37) フロン回収破壊法第23条の規定による指導及び助言に関する事。</p>
<p>(38) 自動車リサイクル法第66条(同法第72条において準用する場合を含む。)の規定による許可の取消し等に関する事。</p>	<p>(38) 自動車リサイクル法第19条の規定による指導及び助言に関する事。</p>
<p>(39) 自動車リサイクル法第67条第1項の規定による破碎業の許可に関する事。</p>	<p>(39) 自動車リサイクル法の規定による引取業者及びフロン類回収業者の登録に関する事(生活環境文化部長の専決事項に係るものを除く。)</p>
	<p>(40) 自動車リサイクル法による解体業及び破碎業の許可に関する事(生活環境文化部長の専決事項に係るものを除く。)</p>
	<p>(41) 自動車リサイクル法第130条第1項及び第2項の規定による報告の徴収並びに同法第131条第1項の規定による立入検査に関する事。</p>

自然保護課

- |       |  |   |
|-------|--|---|
| 自然保護課 | <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(以下「鳥獣保護法」という。)第15条、第28条及び第29条の規定による指定猟法禁止区域の指定、鳥獣保護区の指定、特別保護地区の指定及び許可に関する事</li><li>(2) 鳥獣保護法第34条及び第35条の規定による休猟区、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域の指定に関する事</li><li>(3) 鳥獣保護法第78条の規定による鳥獣保護員の任免に関する事</li><li>(4) 富山県自然環境保全条例第8条の規定による自然保護指導員の任免に関する事</li><li>(5) 富山県自然環境保全条例第11条第4項の規定による許可に関する事</li><li>(6) 富山県自然環境保全条例第14条第2項及び第16条の規定による行為の禁止若しくは制限又は命令に関する事</li><li>(7) 自然解説員の資格の認定及び業務の委嘱に関する事</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 鳥獣保護法第9条の規定による許可に関する事(農林振興センター所長の専決事項に係るものを除く。)</li><li>(2) 鳥獣保護法第35条第3項の規定による承認に関する事</li><li>(3) 鳥獣保護法第55条の規定による狩猟者の登録に関する事(農林振興センター所長の専決事項に係るものを除く。)</li><li>(4) 富山県自然環境保全条例第14条第3項及び第16条の規定による期間及び期限の延長に関する事</li><li>(5) 自然公園法第13条第3項及び第14条第3項並びに富山県立自然公園条例第14条第3項の規定による許可に関する事</li><li>(6) 自然公園法第16条第1項及び富山県立自然公園条例第16条第1項の規定による認定に関する事</li><li>(7) 自然公園法第17条第1項の規定による指定認定機関の指定に関する事</li><li>(8) 自然公園法第26条第2項及び第27条第1項並びに富山県立自然公園条例第18条第2項及び第19条第1項の規定による行為の禁止若しくは制限又は命令に関する事</li><li>(9) 自然公園法第26条第4項及び富山県立自然公園条例第18条第4項の規定による期間の延長に関する事</li><li>(10) 自然公園法第31条第4項及び第5項並びに富山県立自然公園条例第23条第4項及び第5項の規定による風景地保護協定の同意及び認可に関する事</li><li>(11) 自然公園法第37条第1項及び富山県立自然公園条例第29条第1項の規定による公園管理団体の指定に関する事</li></ul> |
|-------|--|---|

- (12) 富山県立山山麓<sup>ろく</sup>家族旅行村の行為の制限に関する  
こと。
- (13) 富山県登山届出条例に  
基づく届済書の交付及び勧  
告に関すること。
- (14) 県民公園条例第27条に  
おいて準用する同条例第7  
条第1項及び第3項の規定に  
よる行為の許可及び許可事  
項の変更の許可に関するこ  
と。
- (15) 県民公園条例第27条に  
おいて準用する同条例第9  
条第7号から第9号までの規  
定による禁止行為に係る区  
域及び場所の指定に関する  
こと。
- (16) 県民公園条例第27条に  
おいて準用する同条例第10  
条の規定による利用の禁止  
又は制限に関すること。

環境保  
全課

- |  |  |
|--|--|
| (1) 富山県公害防止条例(以下「公害防止条例」という。)第12条の規定による計画変更命令及び計画変更勧告並びに同条例第16条の規定による改善勧告及び改善命令に関すること。       | (1) 大防法第10条第2項、水濁法第9条第2項、ダイオキシン法第17条第2項、公害防止条例第13条第3項及び地下水条例第11条第2項の規定による期間の短縮に関すること。                    |
| (2) 公害防止条例第18条の2第2項の規定による事故時の措置の命令に関すること。  | (2) 大防法第26条第1項、水濁法第22条、ダイオキシン法第27条第4項及び第34条第1項、土染法第29条第1項、公害防止条例第25条並びに地下水条例第29条の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。 |
| (3) 公害防止条例第19条の規定による緊急措置に関すること。  | (3) 大防法、水濁法、ダイオキシン法、土染法、公害防止条例及び地下水条例による届出及び報告の受理に関すること。   |
| (4) 公害防止条例第20条の規定による深夜騒音等の防止に関すること。  | (4) 土染法第3条第1項の規定による確認に関すること。   |
| (5) 公害防止条例第24条の規定による協議に関すること。  | (5) 土染法第3条第2項の規定による通知に関すること。   |
| (6) 富山県地下水の採取に関する条例(以下「地下水条例」という。)第10条の規定による計画変更勧告並びに同条例第14条の規定による勧告及び命令に関すること。              | (6) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第3項の規定による届出の受理及び主務大臣への送付等に関すること。                                |
| (7) 大気汚染防止法(以下「大防法」という。)第9条、第18条の8及び第18条の16の規定による計画変更命令等並びに同法第14条及び第18条の11の規定による改善命令等に関すること。 | (7) 高圧ガスの製造(冷凍設備によるものに限る。)及び容器特別充てんの許可に関すること。  |
| (8) 大防法第17条第3項の規定による事故時の措置の命令に関すること。   | (8) 高圧ガスの製造及び貯蔵の変更の許可に関すること。   |
| (9) 大防法第18条の4の規定による基準適合命令等に関すること。  | (9) 高圧ガス危害予防規程の変更命令に関すること。   |
| (10) 大防法第21条の規定による測定に基づく要請等に関すること。   | (10) 高圧ガス製造保安責任者等の免状及び検査証等の交付に関すること。   |
| (11) 大防法第23条の規定による緊急時の措置に関すること。  | (11) 高圧ガス容器のくず化その他の処分命令に関すること。   |
| (12) 水質汚濁防止法(以下「水濁法」という。)第8条の規定による計画変更命令等並びに同法第13条及び第13条の2の規定による改善命令等に関すること。                 | (12) 高圧ガス保安法による立入検査等に関すること。  |
|  | (13) 液化石油ガスの保安機関の認定及び保安業務の改善命令に関すること。  |

- |  |   |
|--|---|
| (13) 水濁法第14条の2第3項の規定による事故時の措置の命令に関する事。   | (14) 液化石油ガス消費設備の基準適合命令に関する事。                  |
| (14) 水濁法第14条の3の規定による措置命令に関する事。   | (15) 液化石油ガスの販売事業者の認定に関する事。                    |
| (15) 水濁法第18条の規定による緊急時の措置に関する事。   | (16) 液化石油ガスの貯蔵施設等及び充てん設備の変更の許可に関する事。          |
| (16) ダイオキシン類対策特別措置法(以下「ダイオキシン法」という。)第15条の規定による計画変更命令等及び同法第22条の規定による改善命令等に関する事。 | (17) 液化石油ガス設備士の免状及び検査証等の交付に関する事。              |
| (17) ダイオキシン法第23条第3項の規定による事故時の措置の命令に関する事。                                       | (18) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による立入検査等に関する事。 |
| (18) ダイオキシン法第27条第1項の規定による協議に関する事。  | (19) 火薬類の販売(競技用紙雷管に係るものに限る。)の許可に関する事。         |
| (19) ダイオキシン法第27条第3項及び第28条第4項の規定による測定の結果の公表に関する事。                               | (20) 火薬庫の設置の許可に関する事。                          |
| (20) 土壌汚染対策法(以下「土染法」という。)第3条第3項及び第4条第1項の規定による命令に関する事。                          | (21) 火薬類の製造及び販売並びに火薬庫の設置の変更の許可に関する事。          |
| (21) 土染法第4条第2項(同法第7条第3項において準用する場合を含む。)の規定による調査に関する事。                           | (22) 火薬類の技術上の基準適合命令に関する事。                     |
| (22) 土染法第5条第1項の規定による指定区域の指定及び同条第4項の規定による指定の解除に関する事。                            | (23) 火薬庫外において火薬類を貯蔵することのできる安全な場所の指定に関する事。     |
| (23) 土染法第7条第1項及び第2項の規定による措置命令並びに同法第9条第4項の規定による計画変更命令に関する事。                     | (24) 火薬類の製造施設及び火薬庫の完成検査に関する事。                 |
| (24) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第10条の規定による公害防止統括者等の解任命令に関する事。                      | (25) 火薬類の譲渡、譲受け、消費及び廃棄の許可(取消しに係るものを除く。)に関する事。 |
|  | (26) 火薬類危害予防規程の認可及び変更命令に関する事。                 |
|  | (27) 火薬類の保安教育計画の認可に関する事。                      |
|  | (28) 火薬類の免状及び検査証の交付に関する事。                     |
|  | (29) 火薬類取締法による立入検査等に関する事。                     |
|  | (30) 猟銃等の製造及び販売の変更の許可に関する事。                   |
|  | (31) 猟銃等の製造の技術                                |

- |  |   |
|--|---|
| (25) 毒物及び劇物取締法第22条第4項において準用する同法第15条の3及び第19条第3項の規定による措置命令及び変更命令に関する事。 | 上の基準適合命令に関する事。  |
| (26) 毒物及び劇物取締法第22条第6項の規定による措置命令に関する事。                                | (32) 武器等製造法による立入検査等に関する事。                               |
| (27) 高圧ガスの製造及び貯蔵の許可並びに技術上の基準適合命令に関する事(室課長の専決事項に係るものを除く。)             | (33) 電気工事士試験の受験資格の認定に関する事。                              |
| (28) 高圧ガス製造保安責任者等の免状返納命令に関する事。                                       | (34) 電気工事士の免状の交付に関する事。                                  |
|  | (35) 電気工事業の業務の適正化に関する法律(以下「電気工事適正化法」という。)による危険等防止に関する事。 |
|  | (36) 電気工事適正化法による立入検査等に関する事。                             |

- |  |  |  |
|--|--|--|
|  | <p>(29) 高圧ガス保安統括者等の解任命令に関する事。</p> <p>(30) 高圧ガス保安法による緊急措置命令に関する事。</p> <p>(31) 高圧ガス指定検査機関の指定に関する事。</p> <p>(32) 液化石油ガス業務主任者等の解任命令に関する事。</p> <p>(33) 液化石油ガスの貯蔵施設等の設置及び充てん設備の許可並びに技術上の基準適合命令に関する事。</p> <p>(34) 液化石油ガス設備士の免状返納命令に関する事。</p> <p>(35) 火薬類の製造及び販売の許可に関する事(室課長の専決事項に係るものを除く。 )。</p> <p>(36) 火薬類の譲渡、譲受け及び消費の許可の取消しに関する事。</p> <p>(37) 火薬類製造保安責任者等の免状返納命令及び解任命令に関する事。</p> <p>(38) 火薬類取締法による緊急措置命令に関する事。</p> <p>(39) 猟銃等の製造及び販売の許可に関する事(室課長の専決事項に係るものを除く。 )。</p> <p>(40) 猟銃等の製造及び販売の一時停止命令に関する事。</p> <p>(41) 電気工事の施行差止め命令及び事業停止命令に関する事。</p> |  |
|--|--|--|

厚生部	厚生企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 保護施設の設置の認可、改善命令並びに休止及び廃止の時期の認可に関すること。</li> <li>(2) 社会福祉法人(高齢福祉課、児童青年家庭課、障害福祉課及び健康課の所掌に係るものを除く。)に係る設立の認可、業務及び財産状況の検査、予算内容の変更の勧告並びに補助金、貸付金等の返還の命令に関すること。</li> <li>(3) 消費生活協同組合の設立、解散及び合併の認可に関すること。</li> <li>(4) 富山県民福祉条例(以下「県民福祉条例」という。)第36条の規定による勧告に関すること(建築物に係るものを除く。次号において同じ。)</li> <li>(5) 県民福祉条例第37条の規定による公表に関すること。</li> <li>(6) 国民健康保険組合が行う滞納処分の実行の認可に関すること。</li> <li>(7) 国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合の解散及び合併の認可に関すること。</li> <li>(8) 国民健康保険審査会の委員の委嘱に関すること。</li> <li>(9) 国民健康保険診療報酬審査委員の委嘱に関すること。</li> <li>(10) 国民健康保険診療報酬審査委員会が保険医等に対し説明報告等を求めることの承認に関すること。</li> <li>(11) 後期高齢者医療審査会の委員の委嘱に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(以下「中国残留邦人支援法」という。)による医療機関及び介護機関の指定に関すること。</li> <li>(2) 保護施設管理規程の変更命令に関すること。</li> <li>(3) 生活保護に係る特別基準の適用の承認に関すること。</li> <li>(4) 生活保護法、戦傷病者特別援護法及び中国残留邦人支援法の診療報酬の額の決定に関すること。</li> <li>(5) 生活保護法及び中国残留邦人支援法の介護報酬の額の決定に関すること。</li> <li>(6) 消費生活協同組合の定款の変更及び共済事業規約の設定、変更又は廃止の認可等に関すること。</li> <li>(7) 戦傷病者手帳の交付に関すること。</li> <li>(8) 公職選挙法施行令第59条の2第2号の規定による証明に関すること。</li> <li>(9) 行旅病人及び行旅死亡人の費用弁償に関すること。</li> <li>(10) 軍人、軍属及び在外邦人の死亡認定に関すること。</li> <li>(11) 戦時死亡宣告の請求に関すること。</li> <li>(12) 戦傷病者特別援護法による戦傷病者の療養の給付、療養手当の支給、葬祭費の支給、更正医療の給付、補装具の支給又は修理及び戦傷病者乗車券引換証の交付に関すること。</li> <li>(13) 引揚者給付金等を受ける権利の認定に関すること。</li> <li>(14) 戦没者及び戦傷病者の妻並びに戦没者の父母等に対する特別給付金を受ける権利の裁定に関すること。</li> <li>(15) 戦没者の遺族に対する</li> </ul>
-----	-------	---	--

<p>特別弔慰金を受ける権利の裁定に関すること。</p> <p>(16) 引揚者特別交付金を受ける権利の認定に関すること。</p> <p>(17) 社会福祉法人(高齢福祉課、児童青年家庭課、障害福祉課及び健康課の所掌に係るものを除く。)の定款の変更の認可に関すること。</p> <p>(18) 富山県介護福祉士等修学資金貸与条例第10条の規定による返還の免除に関すること。</p> <p>(19) 県民福祉条例第30条の規定による適合証の交付(建築物に係るものを除く。)に関すること。</p> <p>(20) 県民福祉条例第33条及び第38条の規定による指導及び助言(建築物に係るものを除く。)に関すること。</p> <p>(21) 県民福祉条例第35条の規定による完了検査(建築物に係るものを除く。)に関すること。</p> <p>(22) 県民福祉条例第39条の規定による報告の請求及び立入調査(建築物に係るものを除く。)に関すること。</p> <p>(23) 県民福祉条例第40条の規定による報告の請求(建築物に係るものを除く。)に関すること。</p> <p>(24) 国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合の規約の変更、予算及び借入金の限度額の認可に関すること。</p> <p>(25) 保険医等及び保険医療機関等に対する指導又は診療録等の検査に関すること。</p> <p>(26) 国民健康保険の保険者又は国民健康保険団体連合会に対する検査に関すること。</p> <p>(27) 後期高齢者医療広域連合又は市町村に対する検査に関すること。</p>	<p>厚生センター</p> <p>(1) 次に掲げる事項の支出負担行為及び支出命令に関すること。</p> <p>ア 生活保護法第71条の規定による保護施設事務費</p> <p>イ 児童福祉法第50条第6号の3の規定による児童措置費</p> <p>(2) 臨時の予防接種済証の交付に関すること。</p>
---	--

高齢福祉課

- (1) 老人福祉施設の設置及び廃止等の認可並びに改善命令に関すること。
- (2) 社会福祉法人(厚生企画課、児童青年家庭課、障害福祉課及び健康課の所掌に係るものを除く。)に係る設立の認可、業務及び財産状況の検査、予算内容の変更の勧告並びに補助金、貸付金等の返還の命令に関すること。
- (3) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者並びに指定介護老人福祉施設及び指定介護療養型医療施設の開設者に対する勧告及び命令に関すること。
- (4) 介護老人保健施設の開設及び広告事項の許可(室課長の専決事項に係るものを除く。)、管理者の承認(室課長の専決事項に係るものを除く。)及び変更命令、設備の使用制限等並びに業務運営の勧告及び命令に関すること。
- (5) 介護サービス情報に係る指定調査機関及び指定情報公表センターの指定に関すること。

- (1) 敬老祝金の決定に関すること。
- (2) 社会福祉法人(厚生企画課、児童青年家庭課、障害福祉課及び健康課の所掌に係るものを除く。)の定款の変更の認可に関すること。
- (3) 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定、指定の更新、指定事項の変更及び事業の廃止等の届出の受理並びに指定の不要の届出の受理に関すること。
- (4) 指定居宅介護支援事業者の指定、指定の更新並びに指定事項の変更及び事業の廃止等の届出の受理に関すること。
- (5) 指定介護老人福祉施設及び指定介護療養型医療施設の指定、指定の更新、指定事項の変更及び事業の廃止等の届出の受理並びに指定の辞退の届出の受理に関すること。
- (6) 介護老人保健施設の開設の許可の更新、開設の許可事項の変更(入所定員の増加を伴わないものに限る。)の許可、変更及び事業の廃止等の届出の受理並びに管理者の承認(医師を管理者とする場合に限る。)に関すること。

<p>児童青年家庭課</p>	<p>(1) 児童福祉施設(障害福祉課の所掌に係るものを除く。)の設置の認可及び改善命令並びに休止及び廃止の承認に関する事  (2) 認定こども園の認定及び認定の取消しに関する事  (3) 児童虐待の防止等に関する法律による接近禁止命令に関する事  (4) 社会福祉法人(厚生企画課、高齢福祉課、障害福祉課及び健康課の所掌に係るものを除く。)に係る設立の認可、業務及び財産状況の検査、予算内容の変更の勧告並びに補助金、貸付金等の返還の命令に関する事  (5) 富山県青少年健全育成条例(以下「健全育成条例」という。)による勧告及び命令に関する事  (6) 健全育成条例第21条第1項の規定による立入調査員の任免に関する事</p>	<p>(1) 児童福祉施設等産休等代替職員の認定に関する事  (2) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当の認定に関する事  (3) 1件2,000万円未満の委託料(児童措置費に係るものに限る。)の支出負担行為及び支出命令に関する事  (4) 社会福祉法人(厚生企画課、高齢福祉課、障害福祉課及び健康課の所掌に係るものを除く。)の定款の変更の認可に関する事  (5) 健全育成条例による有害図書等の指定に関する事  (6) 健全育成条例第21条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査等に関する事</p>	<p>児童相談所  (1) 次に掲げる事項の支出負担行為及び支出命令に関する事  ア 旅費  イ 1件200万円未満の負担金、補助及び交付金  ウ 児童福祉法第50条第7号の規定による児童措置費(里親に係るものに限る。)  (2) 療育手帳の交付に関する事(18歳未満の者に係るものに限る。)  富山学園  次に掲げる事項の支出負担行為及び支出命令に関する事  ア 旅費  イ 1件200万円未満の負担金、補助及び交付金  保育専門学院  非常勤の講師に対する報償費の支出負担行為及び支出命令に関する事</p>
<p>障害福祉課</p>	<p>(1) 知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設の設置の認可、改善命令並びに休止及び廃止の承認に関する事  (2) 障害者支援施設の設置の許可及び改善命令に関する事  (3) 社会福祉法人(厚生企画課、高齢福祉課、児童青年家庭課及び健康課の所掌に係るものを除く。)に係る設立の認可、業務及び財産状況の検査、予算内容の変更の勧告並びに補助金、貸付金等の返還の命令に関する事  (4) 身体障害者福祉法による医師の指定に関する事</p>	<p>(1) 指定障害児施設等の指定並びに指定事項の変更及び指定の辞退の届出の受理に関する事  (2) 障害者自立支援法の自立支援医療費(更生医療に係るものに限る。)の額の決定に関する事  (3) 心身障害者扶養共済制度に係る加入の承認並びに年金及び弔慰金の給付に関する事  (4) 社会福祉法人(厚生企画課、高齢福祉課、児童青年家庭課及び健康課の所掌に係るものを除く。)の定款の変更の認可に関する事  (5) 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定並びに指定事項の変更及び事業の廃止等又は指定の辞退の届出の受理に関する事</p>	<p>身体障害者更生相談所  (1) 身体障害者手帳の交付に関する事  (2) 公職選挙法施行令第59条の2第1号の規定による証明に関する事  黒部学園、砺波学園、高志学園及び新生園  次に掲げる事項の支出負担行為及び支出命令に関する事  ア 旅費  イ 1件200万円未満の負担金、補助及び交付金  知的障害者相談センター  療育手帳の交付に関する事(児童相談所の所掌に係るものを除く。)</p>

<p>医務課</p>	<p>(1) 病院の開設許可及び許可事項の変更の許可に関すること(室課長の専決事項に係るものを除く。)</p> <p>(2) 診療所の病床の設置の許可及び許可事項の変更の許可に関すること(室課長の専決事項に係るものを除く。)</p> <p>(3) 医療法人の設立、合併及び解散の認可に関すること。</p> <p>(4) 准看護師養成所の指定に関すること。</p> <p>(5) 死体保存の許可に関すること。</p>	<p>(1) 病院の開設許可(個人開設者の医療法人化に伴うものに限る。)及び許可事項の変更(病床数の増加を伴わないものに限る。)の許可に関すること。</p> <p>(2) 診療所の病床の設置の許可事項の変更(病床数の増加を伴わないものに限る。)の許可に関すること。</p> <p>(3) 病院の使用許可に関すること。</p> <p>(4) 医療法人の定款及び寄附行為の変更の認可に関すること。</p> <p>(5) 救急病院及び救急診療所の認定等に関すること。</p> <p>(6) 統計調査員の任命に関すること。</p> <p>(7) 富山県理学療法士等修学資金貸与条例第9条、富山県看護学生修学資金貸与条例第11条、富山県医学生等修学資金貸与条例第9条及び富山県地域医療確保修学資金貸与条例第9条の規定による返還の免除(獣医師に係るものを除く。)に関すること。</p>	<p>衛生研究所</p> <p>食品衛生法第25条の規定による製品検査に係る合格証の発行に関すること。</p> <p>総合衛生学院</p> <p>非常勤の講師に対する報償費の支出負担行為及び支出命令に関すること。</p>
------------	---	--	--

健康課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)による感染症指定医療機関(結核指定医療機関を除く。)の指定及び指定の取消しに関すること。</li> <li>(2) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律による援護の決定に関すること。</li> <li>(3) 精神障害者の入院措置の決定に関すること。</li> <li>(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「精神保健福祉法」という。)第22条の4第4項及び第33条第4項の規定による特定病院の認定に関すること。</li> <li>(5) 精神保健福祉法第33条の4の規定による応急入院指定病院の指定に関すること。</li> <li>(6) 精神保健福祉法第34条の規定による精神障害者の移送の決定に関すること。</li> <li>(7) 精神保健福祉法第38条の7第1項の規定による改善計画の提出及び変更の命令並びに処遇改善命令に関すること。</li> <li>(8) 障害者自立支援法附則の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた精神障害者社会復帰施設の改善命令に関すること。</li> <li>(9) 社会福祉法人(厚生企画課、高齢福祉課、児童青年家庭課及び障害福祉課の所掌に係るものを除く。)に係る設立の認可、業務及び財産状況の検査、予算内容の変更の勧告並びに補助金、貸付金等の返還の命令に関すること。</li> <li>(10) 公害健康被害に係る被害者の認定に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 感染症に関する情報の収集、報告及び公表に関すること。</li> <li>(2) 感染症法による結核指定医療機関及び指定届出機関の指定及び指定の取消しに関すること。</li> <li>(3) 感染症法による交通の制限又は遮断に関すること。</li> <li>(4) 母子保健法による医療機関の指定に関すること。</li> <li>(5) 児童福祉法(療育の医療の給付に係るものに限る。)、母子保健法、感染症法、精神保健福祉法、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法及び障害者自立支援法(育成医療及び精神通院医療の給付に係るものに限る。)による診療報酬等の額の決定に関すること。</li> <li>(6) 国民健康・栄養調査員の任命に関すること。</li> <li>(7) 管理栄養士を置かなければならない特定給食施設の指定に関すること。</li> <li>(8) 精神保健福祉法第19条の8の規定による指定病院の指定に関すること。</li> <li>(9) 精神障害者の入院措置の解除に関すること。</li> <li>(10) 精神保健福祉法第38条の7第2項の規定による退院命令に関すること。</li> <li>(11) 措置入院中の精神障害者の仮退院の許可及び転院の承認に関すること。</li> <li>(12) 社会福祉法人(厚生企画課、高齢福祉課、児童青年家庭課及び障害福祉課の所掌に係るものを除く。)の定款の変更の認可に関すること。</li> <li>(13) 公害医療手帳の交付並びに医療手当及び介護手当の支給の決定に関すること。</li> </ul>	心の健康センター <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害者自立支援法の自立支援医療費(精神通院医療に係るものに限る。)の支給認定に関すること。</li> <li>(2) 精神保健福祉法第38条の3第4項及び第38条の5第5項の規定による退院命令及び処遇改善命令に関すること。</li> <li>(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付の決定及び返還命令に関すること。</li> </ul>
-----	---	--	--

		<p>(14) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による被爆者一般疾病医療機関の指定に関する事。</p> <p>(15) 被爆者の認定及び被爆者健康手帳の交付に関する事。</p> <p>(16) 被爆者の健康管理手当等の認定及び支給決定に関する事。</p>	
生活衛生課	<p>(1) 温泉の掘削、ゆう出路の増掘及びゆう出量増加のための動力装置設置の許可に関する事。</p> <p>(2) 水道事業及び水道用水供給事業に係る認可並びに休止及び廃止の許可に関する事。</p> <p>(3) 食品衛生法による検査命令に関する事。</p> <p>(4) と畜場設置の許可に関する事。</p> <p>(5) と畜場使用料及びとさつ解体料の認可に関する事。</p> <p>(6) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(以下「食鳥検査法」という。)による食鳥処理事業の許可に関する事。</p> <p>(7) 化製場等の設置許可に関する事。</p> <p>(8) 動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動物愛護法」という。)による措置命令等に関する事。</p> <p>(9) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律による回収命令等に関する事。</p>	<p>(1) 専用水道布設工事の確認に関する事。</p> <p>(2) 食鳥検査法による食鳥処理場の構造及び設備の変更許可に関する事。</p> <p>(3) 食鳥検査法による食鳥処理衛生管理者の解任命令に関する事。</p> <p>(4) 食鳥検査法による確認規程の認定に関する事。</p> <p>(5) 狂犬病予防技術員及び犬危害防止技術員の指定に関する事。</p> <p>(6) 動物愛護法による飼養及び保管の許可に関する事。</p> <p>(7) 動物愛護法による報告の要求及び立入検査に関する事。</p> <p>(8) 富山県医学生等修学資金貸与条例第9条の規定による返還の免除(獣医師に係るものに限る。)に関する事。</p>	

くすり 政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 麻薬中毒者の入院措置に関すること。</li> <li>(2) 医薬品等の製造販売業の許可に関すること(室課長の専決事項に係るものを除く。)</li> <li>(3) 医薬品等の製造業の許可に関すること(室課長の専決事項に係るものを除く。)</li> <li>(4) 医療機器の修理業の許可に関すること(室課長の専決事項に係るものを除く。)</li> <li>(5) 指定薬物である疑いがある物品の検査命令等及び指定薬物の廃棄等の命令等に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 薬局の開設、医薬品販売業並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可に関すること。</li> <li>(2) 指定薬物等に係る報告の徴収及び立入検査等に関すること。</li> <li>(3) 毒物及び劇物の製造業並びに輸入業の登録に関すること。</li> <li>(4) 特定毒物研究者の許可に関すること。</li> <li>(5) 麻薬及び向精神薬に係る免許並びに許可に関すること。</li> <li>(6) 大麻に係る免許に関すること。</li> <li>(7) 覚せい剤及び覚せい剤原料の指定に関すること。</li> <li>(8) 医薬品等の製造販売業の許可の更新及び許可に係る届出の受理に関すること。</li> <li>(9) 薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可に関すること。</li> <li>(10) 医薬品等の製造業の許可の更新及び許可に係る届出の受理に関すること。</li> <li>(11) 薬局製造販売医薬品の製造業の許可に関すること。</li> <li>(12) 医薬品等の製造業の許可の区分の変更及び追加の許可に関すること。</li> <li>(13) 医薬品等の製造販売の承認に関すること。</li> <li>(14) 医薬品等の製造所における製造管理及び品質管理の方法の基準に対する適合性調査に関すること。</li> <li>(15) 医療機器の修理業の許可の更新及び許可に係る届出の受理に関すること。</li> <li>(16) 医療機器の修理区分の変更及び追加の許可に関すること。</li> <li>(17) 配置従事者の身分証明書の交付に関すること。</li> </ul>
------------	--	--

<p>商工労働部</p>	<p>商工企画課</p>		<p>鉱業法第24条の規定による協議に関すること。</p>	<p>計量検定所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 特定計量器の製造、修理、販売事業の届出及び計量証明の事業の登録に関すること。</li> <li>(2) 適正計量管理事業所及び指定製造事業者の指定に関すること。</li> <li>(3) 指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関の指定に関すること。</li> <li>(4) 特定計量器に係る定期検査、代検査及び依頼検査並びに計量証明に使用する計量器の検査に関すること。</li> <li>(5) 特定計量器の検定に関すること。</li> <li>(6) 基準器に関すること。</li> <li>(7) 計量法による立入検査に関すること。</li> </ul> <p>工業技術センター</p> <p>次に掲げる事項の支出負担行為及び支出命令に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 1件50万円未満の報償費</li> <li>イ 1件1,000万円未満の試験研究用の備品購入費（自動車に係るものを除く。）</li> </ul>
--------------	--------------	--	-------------------------------	---

<p>経営支援課</p>	<p>(1) 小規模企業者等設備導入資金の貸付事業に係る計画の変更に関する事。</p> <p>(2) 貸金業法第12条の3第9項の規定による貸金業務取扱主任者の解任勧告に関する事。</p> <p>(3) 貸金業法第24条の6の3の規定による措置命令に関する事。</p> <p>(4) 貸金業法第24条の6の4第1項の規定による登録の取消し又は業務の停止命令並びに同条第2項の規定による役員解任命令に関する事。</p> <p>(5) 貸金業法第24条の6の5第1項又は第24条の6の6第1項の規定による登録の取消しに関する事。</p> <p>(6) 貸金業法第24条の6の11第2項の規定による社内規則の作成及び変更の命令に関する事。</p>	<p>(1) 貸金業法第5条の規定による登録、同法第6条の規定による登録の拒否、同法第8条第2項の規定による変更の登録及び同法第24条の6の7の規定による登録の抹消に関する事。</p> <p>(2) 貸金業法第9条の規定による貸金業者登録簿の閲覧に関する事。</p> <p>(3) 貸金業法第24条の6の10の規定による報告徴収及び立入検査に関する事。</p> <p>(4) 貸金業法第24条の6の11第3項又は第4項の規定による社内規則の作成、変更及び廃止の承認に関する事。</p>	
<p>商業まちづくり課</p>	<p>(1) 商工会連合会の設立及び定款の変更の認可に関する事。</p> <p>(2) 商工会の設立の認可に関する事。</p> <p>(3) 中小企業団体中央会の設立及び定款の変更の認可に関する事。</p> <p>(4) 中小企業団体の設立の認可に関する事。</p> <p>(5) 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の設立の認可に関する事。</p> <p>(6) 大規模小売店舗立地法の規定による県の意見を述べる事等並びに勧告及び勧告に従わなかつた旨の公表に関する事。</p>	<p>(1) 商工会の定款変更の認可に関する事。</p> <p>(2) 商工会議所の定款の変更の認可に関する事。</p> <p>(3) 中小企業団体の定款の変更の認可に関する事。</p> <p>(4) 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の定款の変更の認可に関する事。</p> <p>(5) 大規模小売店舗立地法の規定による届出、市町村の意見及び意見を有する者の意見の公告及び縦覧に関する事。</p>	

立地通商課	<p>(1) 採石法第33条の規定による採取計画の認可及び同法第33条の9の規定による認可採取計画の変更命令に関すること。</p> <p>(2) 工場立地法第6条、第7条、第8条、第12条及び第13条第3項並びに工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定による特定工場の届出の受理に関すること。</p> <p>(3) 工場立地法第9条の規定による勧告に関すること。</p> <p>(4) 工場立地法第10条の規定による変更命令に関すること。</p> <p>(5) 工場立地法第11条第2項の規定による期間の短縮に関すること。</p>		
労働雇用課	労働情報の報告及び調査に関すること。		
職業能力開発課	<p>(1) 富山県職業能力開発協会の定款の認可及び役員任命に関すること。</p> <p>(2) 職業訓練法人の設立及び解散の認可に関すること。</p> <p>(3) 事業主等の行う職業訓練の認定に関すること。</p>	<p>(1) 職業訓練手当受給資格の認定に関すること。</p> <p>(2) 職業訓練法人の定款又は寄附行為の変更の認可に関すること。</p> <p>(3) 技能検定の合格者の決定に関すること。</p>	<p>技術専門学院</p> <p>(1) 技術専門学院(分校を除く。)の利用の承認、利用の承認の取消し及び利用の制限に関すること。</p> <p>(2) 次に掲げる事項の支出負担行為及び支出命令に関すること。</p> <p>ア 非常勤の講師に対する報償費</p> <p>イ 職業訓練手当</p>

農林水産部	農林水産企画課	<p>(1) 農地林務工事により生じた普通財産の1年以上の貸付けに関する事。</p> <p>(2) 農業経営基盤強化促進法による農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の承認に関する事。</p>	<p>農地林務工事により生じた普通財産の1年未満の貸付けに関する事。</p>	<p>農林振興センター</p> <p>(1) 土地改良法の規定による団体営事業の専門技術者の委嘱に関する事。</p> <p>(2) 土地改良法の規定による証票の交付に関する事。</p> <p>(3) 土地改良区等に対する報告の要求並びに業務及び会計の検査(農林水産部長の専決事項に係るものを除く。)に関する事。</p> <p>(4) 地すべり防止区域(農林水産省の指定に係るものに限る。)内の制限行為の許可に関する事。</p> <p>(5) 国又は地方公共団体が行う地すべり防止区域(農林水産省の指定に係るものに限る。)内の制限行為の協議に関する事。</p> <p>(6) 県営ほ場整備事業、県営農用地開発事業及び県営畑地帯総合土地改良事業の一時利用の指定に関する事。</p> <p>(7) 県営ほ場整備事業、県営農用地開発事業及び県営畑地帯総合土地改良事業の非農用地区域に換地する土地の指定に関する事。</p> <p>(8) 県営ほ場整備事業、県営農用地開発事業及び県営畑地帯総合土地改良事業に係る換地委員会及び権利者会議に関する事。</p> <p>(9) 県営ほ場整備事業、県営農用地開発事業及び県営畑地帯総合土地改良事業に係る換地清算金の収入に関する事。</p> <p>(10) 県営ほ場整備事業、県営農用地開発事業及び県営畑地帯総合土地改良事業によつて造成された施設の換地公告までの管理に関する事。</p> <p>(11) 土地改良区の応急工事計画の認可に関する事。</p>
-------	---------	---	--	---

- (12) 土地改良区の土地原簿を主たる事務所以外の場所に備え付けることの承認に関すること。
- (13) 種苗の採取の禁止に関すること。
- (14) 林業用種苗証明書の発行に関すること。
- (15) 森林施業計画の認定等(2以上の農林振興センターの所管に係るもの及び森林保健機能増進計画を含むものを除く。)に関すること。
- (16) 狩猟者の登録に関すること(県内居住者に係るものに限る。)
- (17) ヤマドリ、キジ、ウソ、トビ及びキツネの捕獲の許可に関すること(2以上の農林振興センターの所管に係る場合を除く。)
- (18) 保安林及び保安施設地区内における伐採の中止、造林行為、復旧行為及び植栽の命令に関すること(有峰県有森林に係るものを除く。)

- (19) 次に掲げる事項の支出負担行為及び支出命令に関すること。
- ア 土地改良事業に係る換地計画事務委託料
  - イ 県単独農業農村整備事業に係る補助金
  - ウ 造林事業、県単独森林整備事業、県単独治山事業、森林病虫害等防除事業、公営造林整備事業、森林施業団地共同化事業、林業労働対策事業、入会林野等整備事業、特用林産物振興事業、県単独育林事業及び森林組合育成指導事業に係る補助金
  - エ 県立自然公園等補助事業に係る補助金
  - オ 土地改良事業に係る清算金交付金
  - カ 水と緑の森づくり事業に係る委託料、補助金及び交付金
- (20) 補助事業の検認に関すること。
- (21) 県営土地改良事業に係る河川法第20条、第24条、第26条及び第27条の規定による承認及び許可の申請に関すること。
- (22) 県営土地改良事業に係る道路法第24条及び第32条の規定による承認及び許可の申請に関すること。
- (23) 土地改良法第5条第6項の規定による承認及び許可の申請に関すること。
- (24) 土地改良財産の交換及び処分に関すること。
- (25) 土地改良財産の目的外使用の許可に関すること  
(土地改良財産を発電、上下水道又は工業用水道の用に供しようとする場合を除く。)
- (26) 土地改良財産の管理委託に関すること。

- (27) 土地改良財産の他の原因者による原形変更工事の承認に關すること。
  - (28) 土地改良財産(農道に限る。)の構造の保全及び通行の危険防止に關すること。
  - (29) 土地改良財産讓渡契約に係る登記承諾書の發行に關すること。
  - (30) 土地改良財産の使用料の減免に關すること。
  - (31) 1件の売却予定価格50万円未滿の県営森林の立木の売払いに關すること(有峰県有森林に係るものを除く。)
  - (32) 株式会社日本政策金融公庫の融資対象事業に關すること(貸付対象事業の調査に係るものに限る。)
  - (33) 森林組合及び生産森林組合の業務及び會計狀況の検査並びに検査結果に基づく法令等の違反に対する措置命令に關すること(農林水産部長の専決事項に係るものを除く。)
  - (34) 工事用つづれ地の寄付の受入れに關すること。
  - (35) ダム管理区域内の立入りの禁止又は制限に關すること(富山農林振興センターに限る。)
- 農林水産総合技術センター
- (1) 農林水産総合技術センター(研究所を除く。)の施設の利用及び試験等の依頼の承認、承認の取消し及び制限に關すること。
  - (2) 1件1,000万円未滿の試験研究用の備品購入費(自動車に係るものを除く。)に係る支出負担行為及び支出命令に關すること。
  - (3) 肥料取締法による立入検査又は肥料等の収去に關すること。
  - (4) 肥料取締法による検査結果の公表に關すること。
  - (5) 林業用種苗証明書の發行に關すること。

農産食品課

- (1) 地方卸売市場及び卸売業務に係る許可及び停止命令に関すること(室課長の専決事項に係るものを除く。)
- (2) 中央卸売市場及び地方卸売市場に係る業務若しくは財産の状況の報告等の要求又は立入検査に関すること。
- (3) 富山県卸売市場条例(以下「市場条例」という。)第9条の規定による営業等の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割に関すること。
- (4) 市場条例第10条の規定による相続に関すること。
- (5) 市場条例第21条の規定による必要な改善措置をとるべき旨の勧告及び命令に関すること。
- (6) 米穀の基本指針に係る資料の提出等に関すること。
- (7) 主要農作物の種子生産ほ場の指定に関すること。
- (8) 肥料取締法による行政処分に関すること。
- (9) 果樹農業振興計画の策定及び果樹園経営計画の認定に関すること。
- (10) 野菜生産出荷安定法による野菜指定産地の指定の申出及び生産出荷近代化計画の樹立に関すること。
- (11) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(以下「規格適正化法」という。)第19条の2の規定による改善命令等に関すること。
- (12) 規格適正化法第19条の14の規定による表示に係る指示に関すること。
- (13) 規格適正化法第20条の規定による報告及び立入検査に関すること。
- (14) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律による行政処分に関すること。

- (1) 地方卸売市場の業務規程の変更の承認に関すること。
- (2) 主要農作物の種子生産ほ場の審査及び生産物審査証明書の交付に関すること。
- (3) 地方増進地域の指定及び地方増進対策指針の策定に関すること。
- (4) 病害虫防除員の委嘱に関すること。
- (5) 肥料取締法による普通肥料の登録に関すること。
- (6) 肥料取締法による特殊肥料の生産業者の届出の受理に関すること。
- (7) 肥料取締法第23条の規定による販売業務についての届出の受理に関すること。
- (8) 農薬取締法による販売者の届出の受理、報告及び検査に関すること。
- (9) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律による試験結果の公表に関すること。

農業経営課

- |  |   |
|--|---|
| (1) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による特別被害地域の指定及び同法に基づく農林次官通達による被害組合の認定に関すること。   | (1) 農業共済組合の定款の変更の認可に関すること。  |
| (2) 農業信用基金協会の業務又は会計状況の検査に関すること。  | (2) 共済事業を行う市町村の定める共済事業に係る条例の変更の許可に関すること。  |
| (3) 農業共済組合の設立、解散及び合併の認可並びに市町村の行う共済事業の実施及び廃止の認可に関すること。  | (3) 農業共済組合の事務費の賦課承認に関すること。  |
| (4) 農業災害補償法第142条の5の規定による必要な命令に関すること。   | (4) 農業共済組合の行う共済掛金及び賦課金の滞納処分に対する認可に関すること。  |
| (5) 農業協同組合の設立、解散及び合併の認可に関すること。   | (5) 農業共済の地域基準共済掛金率の設定の認可に関すること。   |
| (6) 農業倉庫業の認可に関すること(室課長の専決事項に係るものを除く。)  | (6) 農業共済又は地域別危険階級の決定に関すること。   |
| (7) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会及び水産業協同組合の業務及び会計状況の検査並びに検査結果に基づく法令等の違反に対する措置命令に関すること(農林水産部長があらかじめ農林振興センター所長において検査又は措置命令するものと決定したものを除く。) | (7) 農協共済組合等の業務又は会計状況の検査に関すること(農業災害補償法第142条の5の規定による必要な命令に関するものを除く。)                  |
| (8) 農業振興地域整備計画の変更の同意に関すること。  | (8) 農業制度資金の利子補給の承認等及び貸付適格の認定等に関すること。  |
| (9) 農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」という。)による交換分合計画の認可に関すること。  | (9) 農業協同組合の定める信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程及び農業経営規程の承認(変更及び廃止を含む。)並びに定款の変更の認可に関すること。 |
| (10) 農振法による特定利用権の承認、裁定及び解除の承認に関すること。   | (10) 農業倉庫業者の定める業務規程の変更の認可に関すること。  |
| (11) 農振法による許可、勸  | (11) 未墾地等の一時使用の通知に関すること。  |
|  | (12) 未墾地等の売渡し後の状況検査に関すること。  |
|  | (13) 競売適格証明書の交付に関すること。  |
|  | (14) 農地転用の許可の取消し(申請人からの申し出に係るものに限る。)及び変更の承認に関すること。                                  |

	<p>告及び公表に関すること。</p> <p>(12) 農地の転用に関すること(室課長の専決事項に係るものを除く。)</p> <p>(13) 農地等の買収令書及び売渡通知書の交付に関すること。</p> <p>(14) 小作地等の所有制限の例外の指定又は承認に関すること。</p> <p>(15) 未墾地等の買収地区又は所属換地区若しくは所管換地区の決定に関すること。</p> <p>(16) 未墾地買収に伴う不用物件の収去命令に関すること。</p> <p>(17) 未墾地等の買収及び売渡しの予約並びに売渡し及び売払いの決定に関すること。</p> <p>(18) 農地等及び未墾地等の処分に対する異議申立に対する決定に関すること。</p> <p>(19) 農地法第82条の規定による土地又は工作物等の立入調査に関すること。</p> <p>(20) 農業基盤強化促進法による農地保有合理化事業規程の承認に関すること。</p> <p>(21) 農業生産施設に係る経営構造対策事業の基本計画の認定及び実施計画の認定並びに変更承認に関すること。</p>	<p>(15) 株式会社日本政策金融公庫の貸し付ける農業生産施設に係る経営構造対策事業推進資金等の承認等に関すること。</p>	
<p>農業技術課</p>	<p>(1) 市町村等の定める牧野管理規程の許可に関すること。</p> <p>(2) 家畜防疫員の任免に関すること。</p> <p>(3) 家畜の殺処分命令に関すること。</p>	<p>(1) みつばちの転飼の許可に関すること。</p> <p>(2) 種畜証明書の交付に関すること。</p> <p>(3) 家畜人工授精所の開設の許可に関すること。</p>	<p>家畜保健衛生所</p> <p>飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律による立入検査及び飼料等の収去に関すること。</p>

耕地課

- |  |   |
|--|---|
| <p>(1) 土地改良事業の換地処分に関すること。</p> <p>(2) 土地改良事業等に係る異議の申出に対する決定に関すること。</p> <p>(3) 土地改良区の設立、解散及び合併の認可に関すること。</p> <p>(4) 土地改良区を行う賦課金の滞納処分に対する認可に関すること。</p> <p>(5) 国営又は県営の土地改良事業計画の手續に関すること(室課長の専決事項に係るものを除く。)</p> <p>(6) 富山県営土地改良事業分担金等徴収条例第5条の2第1項の規定による県営土地改良事業の指定及び同条第4項の規定による面積の指定に関すること。</p> <p>(7) 富山県営土地改良事業分担金等徴収条例第5条の2第4項の規定による納付の必要がないものの承認に関すること。</p> <p>(8) 土地改良区の仮理事の選任並びに総会及び選挙に関すること。</p> <p>(9) 土地改良区連合の設立及び所属土地改良区の数増減の認可に関すること。</p> <p>(10) 土地改良区等の業務及び会計の検査(農林水産部長があらかじめ農林振興センター所長において検査するものと決定したものを除く。)並びに措置命令に関すること。</p> <p>(11) 主務大臣又は知事以外の者が施行する地すべり防止工事に関する設計及び実施計画の承認並びに協議に関すること。</p> | <p>(1) 換地計画の認可に関すること。</p> <p>(2) 農地等の交換分合計画の認可に関すること。</p> <p>(3) 土地改良区の定款の変更の認可に関すること。</p> <p>(4) 土地改良法による県営事業に係る次に掲げる事項に関すること。<br/>ア 専門技術者の委嘱<br/>イ 事業計画の決定(変更を含む。)<br/>ウ 事業計画の公告縦覧(変更を含む。)<br/>エ 事業計画の確定(変更を含む。)<br/>オ 事業変更計画概要の公告(意見書の提出に係るものを除く。)<br/>カ 事業計画の変更についての市町村長との協議</p> <p>(5) 株式会社日本政策金融公庫の融資対象事業に関すること(出先機関の長の専決事項に係るものを除く。)</p> <p>(6) 利子軽減対策事業の選定及び認定の通知並びに継続証明に関すること。</p> <p>(7) 土地改良事業計画の認可に関すること。</p> <p>(8) 地すべり防止区域(農林水産省の指定に係るものに限る。)内の制限行為の許可に関すること(農林振興センター所長の専決事項に係るものを除く。)</p> |
|--|---|

農村環境課

- (1) 土地改良財産用途の廃止及び変更並びに所管換えに関すること。
- (2) 土地改良財産の目的外使用の許可に関すること(農林振興センター所長の専決事項に係るものを除く。)
- (3) 河川法第23条の許可の申請に関すること。
- (4) 経営構造対策事業の基本計画の認定及び実施計画の認定並びに変更承認に関すること(農業経営課の所掌に係るものを除く。)
- (5) 特定農山村における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律による農林業等活性化基盤計画の承認に関すること。
- (6) 山村振興対策事業の基本計画の認定及び変更承認に関すること。

株式会社日本政策金融公庫が貸し付ける経営構造対策事業推進資金等の承認等に関すること(農業経営課の所掌に係るものを除く。)

小矢部川ダム管理事務所  
ダム管理区域内の立入りの禁止又は制限に関すること。

森林政  
策課

- (1) 森林法第50条及び第51条の規定による使用権設定の認可又は裁定に関する事  
と。
- (2) 森林法第66条の規定による水流における工作物の使用等の認可に関する事  
と。
- (3) 森林所有者に対する施業の勧告に関する事  
と。
- (4) 森林組合及び生産森林組合の設立、解散及び合併の認可に関する事  
と。
- (5) 入会林野等整備計画の認可に関する事  
と。
- (6) 保安施設地区予定地区の決定に関する事  
と。
- (7) 保安林及び保安施設地区に指定予定の森林における立木竹の伐採等の行為の禁止に関する事  
と。
- (8) 主務大臣又は知事以外の者が施行する地すべり防止工事に関する設計及び実施計画の承認並びに協議に関する事  
と。
- (9) 林地開発許可に関する事  
と(室課長専決事項に係るものを除く。)
- (10) 育種母樹及び普通母樹等の指定に関する事  
と。
- (11) 森林病虫害等に関する駆除命令等に関する事  
と。

- (1) 森林施業計画の認定に関する事(農林振興センター所長の専決事項に係るものを除く。)
- (2) 森林組合及び生産森林組合の定款の変更の認可に関する事  
と。
- (3) 森林組合連合会の分担金徴収の認可に関する事  
と。
- (4) 森林組合の定める信託規程、共済規程及び林地処分事業実施規程の承認並びにこれらの規程の変更及び廃止の承認に関する事  
と。
- (5) 1件の売却予定価格50万円以上200万円未満(有峰県有森林に係るものにあつては、1件の売却予定価格200万円未満)の県営森林の立木の売払いに関する事  
と。
- (6) 森林国営保険の契約に関する事  
と。
- (7) 有峰森林文化公園の行為の制限に関する事  
と。
- (8) 林道の占用の許可並びに通行の禁止及び制限に関する事  
と。
- (9) 分収造林の施業の申請及び費用の請求に関する事  
と。
- (10) 保安林(国有林を除く。)の指定、指定施業要件の変更及び指定の解除に関する事  
と。
- (11) 保安林及び保安施設地区内における制限事項の協議に関する事  
と。
- (12) 前号に係る立木竹の伐採の中止、造林行為、復旧行為及び植栽の命令に関する事(農林振興センター所長の専決事項に係るものを除く。)
- (13) 保安林及び保安施設地区内における森林法第34条第1項及び第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の規定による許可(有峰県有森林に係るものに限る。)に関する事  
と。

(14) 地すべり防止区域(農林水産省の指定に係るものに限る。)内の制限行為の許可に関する事(農林振興センター所長の専決事項に係るものを除く。)

(15) 林地開発行為の届出及び5ヘクタール未満の林地開発行為の許可に関する事。

水産漁  
港課

- (1) 水産業協同組合の設立、解散及び合併の認可に関する事。
- (2) 休業中の漁場における漁業の認可に関する事。
- (3) 漁業権の免許に関する事。
- (4) 漁業権及び入漁権の行使規則の認可に関する事。
- (5) 内水面漁業に係る遊漁規則の認可に関する事。
- (6) 漁港漁場整備法第6条の規定による漁港の指定に関する事。
- (7) 漁港漁場整備法第37条の規定による漁港施設の処分に関する事(室課長の専決事項に係るものを除く。)
- (8) 漁港漁場整備法第38条の規定による漁港施設の利用方法及び料率の認可に関する事。
- (9) 漁港漁場整備法第39条第5項の規定による禁止行為対象の区域又は物件の指定に関する事。
- (10) 漁港漁場整備法第39条の2の規定による工作物等の除却、保管、売却等に関する事。
- (11) 漁港漁場整備法第41条の規定による調査、測量及び検査等に関する事。
- (12) 海岸法第8条の2第1項の規定による禁止行為対象の区域及び物件の指定に関する事(漁港管理者が管理する海岸に係るものに限る。)
- (13) 海岸法第12条の規定による他の施設等の除却、保管、売却等に関する事(漁港管理者が管理する海岸に係るものに限る。)

- (1) 漁業の許可及び漁業の起業の認可に関する事。
- (2) 漁船の建造、改造及び転用の許可に関する事。
- (3) 漁船の認定に関する事。
- (4) 水産業協同組合の定款の変更の認可に関する事。
- (5) 水産動物採捕の許可に関する事。
- (6) 富山県漁港管理条例の規定による許可、承認及び指定に関する事。
- (7) 漁港漁場整備法第37条第1項の規定による県の漁港漁場整備事業に係る漁港施設の処分の許可に関する事。
- (8) 漁港漁場整備法第39条の規定による工作物の建設等の許可に関する事。
- (9) 海岸法第7条の規定による占用の許可及び同法第8条の規定による制限行為の許可に関する事(漁港管理者が管理する海岸に係るものに限る。)
- (10) 海岸法第13条の規定による工事の承認に関する事(漁港管理者が管理する海岸に係るものに限る。)
- (11) 海岸法第16条の規定による工事等の施行命令に関する事(漁港管理者が管理する海岸に係るものに限る。)

(14) 海岸法第15条の規定による工事の施行等の協議及び同法第30条の規定による費用負担の協議に関すること(漁港管理者が管理する海岸に係るものに限る。)

(15) 公有水面5ヘクタール以下の埋立ての免許及び完成の認定に関すること(漁港の区域内のものに限る。)

- (1) 土地収用法の規定による事業認定並びに土地の立入り、試掘及び土地形質の変更の許可等に関すること。
- (2) 国土交通省所管の国有財産法に規定する公共用財産のうち、道路法、河川法等の適用のない里道、水路等の管理及び得喪に関すること(国土交通大臣承認事項に限る。)
- (3) 土木工事により生じた普通財産の1年以上の貸付けに関すること。
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律による富山県土地開発公社の予算、事業計画及び資金計画の承認並びに業務及び資産の状況に関する監督命令、報告及び検査に関すること。
- (5) 道路法第92条第1項に規定する不用物件(1件1,000万円以上5,000万円未満のものに限る。)の普通財産への用途変更並びに用途変更後の交換及び処分に関すること。
- (6) 道路法第94条第2項(同法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による不用物件の譲与の申請に関すること。
- (7) 河川法第91条第1項に規定する廃川敷地等で国から譲与を受けたもの(1件1,000万円以上5,000万円未満のものに限る。)の交換及び処分に関すること。

- (1) 国土交通省所管の国有財産法に規定する公共用財産のうち、道路法、河川法等の適用のない里道、水路等の管理及び得喪に関すること(国土交通大臣承認事項並びに土木センター所長及び土木事務所長の専決事項に係るものを除く。)
- (2) 土木工事により生じた普通財産の1年未満の貸付けに関すること。
- (3) 公有地の拡大の推進に関する法律による土地の買取りの協議に関すること。
- (4) 道路法第90条第2項の規定による普通財産である国有財産の無償貸付け又は譲与の申請に関すること。
- (5) 道路法第92条第1項に規定する不用物件(1件1,000万円未満のものに限る。)の普通財産への用途変更並びに用途変更後の交換及び処分に関すること(土木センター所長及び土木事務所長の専決事項に係るものを除く。)
- (6) 河川法第91条第1項に規定する廃川敷地等で国から譲与を受けたもの(1件1,000万円未満のものに限る。)の交換及び処分に関すること(土木センター所長及び土木事務所長の専決事項に係るものを除く。)

土木センター

- (1) 国土交通省所管の国有財産法に規定する公共用財産のうち、道路法、河川法等の適用のない里道、水路等の管理及び得喪で、次に掲げるものに関すること。
  - ア 1件500平方メートル未満の用途廃止(国有財産特別措置法第5条第1項第5号の規定による譲与に係るものを除く。)
  - イ 1件500平方メートル未満の寄附受納
  - ウ 境界確定
  - エ 用途変更
  - オ 使用等の許可
- (2) 工事用つぶれ地及び既に道路敷地となつている土地の寄附の受入れに関すること。
- (3) 土木工事により生じた普通財産(1件200万円未満及び1,000平方メートル未満の土地に限る。)の処分に関すること。
- (4) 建設業法による建設業の許可(更新及び業種追加に係るものに限る。)に関すること。
- (5) 建設業法第31条第2項の規定による立入検査証の発行に関すること。
- (6) 建設リサイクル法による解体工事業者の登録の更新及び変更の届出(県内に営業所を有する業者に係るものに限る。)に関すること。
- (7) 建設リサイクル法第10条の規定による届出等及び同法第11条の規定による特例に関すること。
- (8) 建設リサイクル法第14条の規定による助言及び勧告並びに同法第15条の規定による命令に関すること。
- (9) 建設リサイクル法第42

条第1項の規定による報告の徴収及び同法第43条の規定による立入検査(分別解体等に係るものに限る。)に関すること。

(10) 浄化槽法による浄化槽工事業者の登録の更新及び変更の届出(県内に営業所を有する業者に係るものに限る。)に関すること。

(11) 道路法第22条の規定による工事原因者に対する工事施行命令に関すること(道路課長の専決事項に係るものを除く。)

(12) 道路法第32条及び第35条の規定による道路の占用の許可及び協議に関すること。ただし、次に掲げるもの(同一内容で更新するものを除く。)を除く。

ア 地下道及び地下街の設置、これらの構造に影響を及ぼすおそれのあるものの占有並びに橋りよりの占有

イ アーケード、上空通路及びバス停留場の上屋の設置

ウ 高架の道路における路面下の占有

エ 石油パイプライン及び高圧ガス供給施設の設置

オ 添架重量が1メートル当たり50キログラムを超えることとなる橋りよりの占有

(13) 富山県道路占用料条例第5条の規定による道路占用料の減免に関すること。

(14) 道路法第45条第1項の規定による道路標識等の設置に関すること。

(15) 道路法第47条の2第1項の規定による車両の通行許可に関すること。

(16) 指定区間外の国道又は

県道(以下「管理道路」という。)と他の道路法上の道路とが交差する場合(次に掲げるものを除く。)の道路管理者間の協議に関する  
こと。

ア 立体交差

イ 五差路以上の交差

ウ 都市計画決定された道路(道路の区域決定前であつても、将来、道路となることが確実なものを含む。)との交差

エ 指定区間内の国道との平面交差

オ 既存の管理道路の中心線の変更を伴う交差

(17) 道路法第66条の規定による土地の立入り及び一時使用に関すること。

(18) 道路法第68条の規定による非常災害時における土地の一時使用等に関すること。

(19) 道路法第71条第4項の規定による道路監理員の任命に関すること。

(20) 道路法第91条第1項の規定による土地の形質変更等の許可に関すること。

(21) 道路法第95条の2第2項の規定による自動車専用道路の区画線の設置並びに通  
行の禁止及び制限のための公安委員会への協議に関する  
こと。

(22) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第10条、  
第11条第1項、第12条第1項及び第21条の規定による電  
線共同溝の占用の許可及び協議に関すること。

(23) 道路管理者が行う橋りよう等の河川占用許可の申請に関する  
こと(国土交通省が管理する河川以外の河川に係るもの及び更新に係  
るものに限る。)

- (24) 土地区画整理法第7条  
(同法第17条において準用  
する場合を含む。)及び土  
地改良法第5条第6項の規定  
による施行地域への道路敷  
編入の承認に関すること。
- (25) 道路運送法第69条第1  
項の規定による自動車道事  
業者の土地の立入り及び使  
用の許可に関すること。
- (26) 道路運送法第91条の規  
定による道路管理者の意見  
に関すること(2以上の土木  
センターの所管区域に係る  
もの並びに土木センターの  
所管区域(土木事務所の担  
当区域を除く。)及び当該  
土木センターの土木事務所  
の担当区域に係るものを除  
く。)
- (27) 車両制限令第10条の規  
定による車両の通行方法の  
制限に関すること。
- (28) 車両制限令第12条の規  
定による車両の通行認定に  
関すること。
- (29) 次に掲げる事項の支出  
負担行為及び支出命令に関  
すること。
- ア 道路及び橋りょうの維  
持事業(歩道橋、ロック  
シェド等の重要構造物の  
設置に係るものを除く。)  
並びに舗装事業に係る工  
事請負費及び委託料
- イ 自治会等による道路及  
び河川堤防の草刈り業務  
に対する協力謝金に係る  
報償費
- ウ 流域下水道の維持事業  
(終末処理場等の重要構  
造物の設置に係るものを  
除く。)に係る工事請負  
費及び委託料

- (30) 過疎地域自立促進特別措置法第14条第2項、豪雪地帯対策特別措置法第14条第2項及び山村振興法第11条第2項の規定により市町村道の道路管理者に代つて行う第11号、第12号、第14号、第15号、第17号、第18号、第21号、第27号及び第28号の事項に関する事。
- (31) 河川法第24条から第27条第1項まで及び河川法施行令第16条の8第1項の規定による許可で次に掲げるもの以外のものに係る許可に関する事。
- ア 水利使用に関するもの
- イ <sup>せき</sup>堰、水門、<sup>ひ</sup>樋門、<sup>もん</sup>伏せ越し、橋りよう及び河川管理施設と兼用する工作物に関するもの(堀込河道に設置する断面積1平方メートル以下の樋門に関するもの、川幅10メートル未満の堀込河道を横過する橋りように関するもの、河川の構造に影響を及ぼすおそれのない橋りよう添架工作物に関するもの、占用期間が1年に満たないもの及び同一内容で更新するものを除く。)
- (32) 河川法第30条の規定による完成検査及び一部使用の承認に関する事(河川法第79条及びダムに係るものを除く。)
- (33) 河川法第31条の規定による原状回復、河川管理上必要な措置等を命ずること。
- (34) 河川法第34条の規定による同法第24条及び第25条の権利の譲渡の承認に関する事。
- (35) 河川法第55条、第57条、第58条の4及び第58条の6の規定による制限行為の許可に関する事。

- (36) 河川法第77条第1項の規定による河川監理員の任命に関すること。
- (37) 河川法第89条の規定による土地の立入り及び一時使用に関すること(河川開発事業に係るものを除く。)
- (38) 海岸法第7条及び第37条の4の規定による占用の許可で次に掲げるものに関すること。  
ア 許可期間が6月以内のもの  
イ 同一内容で更新するもの
- (39) 海岸法第8条及び第37条の5の規定による制限行為の許可(土石の採取に係るものを除く。)に関すること。
- (40) 富山県河川法施行条例第5条第2項の規定による流水占用料等の減免に関すること。
- (41) 富山県公共海岸占用料等に関する条例第3条の規定による占用料等の減免に関すること。
- (42) 港湾管理者が行うけい留施設、橋りょう等の河川占用許可の更新申請に関すること。
- (43) 砂利採取法第16条の規定による認可及び同法第20条の規定による変更の認可等で、次に掲げるものに関すること。  
ア 河川区域における採取計画  
イ 河川区域外における採取期間が1年以内の採取計画
- (44) 砂利採取法第23条の規定による緊急措置命令等及び同法第34条第2項及び第3項の規定による立入検査等に関すること。
- (45) 砂利採取法第34条第4項の規定による立入検査証の発行に関すること。

(46) 富山県砂防指定地等管理条例第4条、第5条及び第7条の規定による許可で次に掲げるもの以外の許可に關すること。

ア 砂防設備の公用廃止又は砂防指定地の解除を伴うもの

イ 2以上の土木センターの所管区域に係るもの並びに土木センターの所管区域(土木事務所の担当区域を除く。)及び当該土木センターの土木事務所担当区域に係るもの

(47) 富山県砂防指定地等管理条例第6条第2項の規定による許可期間の更新に關すること。

(48) 富山県砂防指定地等管理条例第18条の規定による行為又は占用の中止、必要な施設をすること及び原状回復の命令に關すること。

(49) 富山県砂防指定地等管理条例第19条第2項の規定による必要な指示に關すること。

(50) 地すべり防止区域(国土交通省の指定に係るものに限る。)内における開発面積が10,000平方メートル未満の開発行為に係る制限行為の許可に關すること。

(51) 地すべり等防止法第21条の規定による行為の中止、必要な施設をすること及び原状回復の命令に關すること。

(52) 富山県地すべり等防止法施行規則第4条の規定による許可の更新に關すること。

(53) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に關する法律(以下「急傾斜地法」という。)第5条及び第17条の規定による土地の立入り及び一時使用並びに同法第11条の規定による立入検査に關すること。

- (54) 急傾斜地法第7条の許可に関する事。
- (55) 急傾斜地法第8条第1項の規定による許可の取消及び許可条件の変更並びに制限行為の中止その他必要な措置の命令に関する事。
- (56) 富山県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行規則第5条の規定による許可の更新に関する事。
- (57) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という。)第5条の規定による土地の立入り及び一時使用並びに同法第21条の規定による立入検査に関する事。
- (58) 土砂災害防止法第9条第1項及び第16条第1項の規定による許可並びに同法第14条の規定による協議に関する事。
- (59) 土砂災害防止法第13条の規定による必要な助言等に関する事。
- (60) 土砂災害防止法第17条の規定による検査等に関する事。
- (61) 土砂災害防止法第20条の規定による許可の取消及び許可条件の変更並びに行爲の停止及び必要な措置の命令に関する事。
- (62) 土砂災害防止法第22条の規定による報告の徴収等に関する事。
- (63) 富山県土採取規制条例第4条第1項及び第2項、第5条第1項、第6条、第10条並びに第11条第2項の規定による届出の受理に関する事。
- (64) 富山県土採取規制条例第8条の規定による措置命令及び同条例第9条の規定による停止命令に関する事。

- (65) 富山県土採取規制条例第12条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査並びに同条例第13条第1項の規定による実地調査に關すること。
- (66) 地すべり等防止法第6条第5項、急傾斜地法第5条第5項、土砂災害防止法第5条第5項、富山県土採取規制条例第12条第3項及び富山県砂防指定地等管理条例第20条に規定する身分証明書の発行に關すること。
- (67) 港湾法第2条第5項第4号に規定する道路の通行の禁止及び制限に關すること。
- (68) 港湾法第37条第1項の規定による行為の許可(同一内容で更新するものに限る。)に關すること。
- (69) 富山県港湾管理条例第5条の規定による港湾施設の使用の許可及び占用の許可に關すること(国土交通省港湾局長に対する協議事項を除く。)
- (70) 富山県港湾管理条例第13条第1項の規定による使用料等及び占用料等の減免に關すること。
- (71) 火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類を譲渡し、譲受け及び消費の許可並びに安全な場所の指定に關すること。
- (72) 火薬類取締法第43条第4項の規定による立入検査証の発行に關すること。
- (73) 建築基準法第6条の2第10項の規定による報告書の受理及び第11項の規定による建築基準関係規定に適合しない建築物の通知に關すること。
- (74) 建築基準法第7条の6第1項の規定による避難施設等に関する工事に係る建築物又はその部分の仮使用の承認に關すること。
- (75) 建築基準法第9条第7項

- (同法第90条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による違反建築物又は工事中の特殊建築物等の使用禁止及び使用制限に関すること。
- (76) 建築基準法第12条第1項及び第3項の規定による報告書の受理に関すること。
- (77) 建築基準法第15条第1項及び第2項並びに第90条の3(同法第87条の2において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関すること。
- (78) 建築基準法による道の指定に関すること。
- (79) 建築基準法第43条第1項ただし書の規定による許可(建築基準法施行規則第10条の2第1号及び第2号の基準に適合する建築物並びに同条第3号の基準に適合する建築物のうちあらかじめ富山県建築審査会が包括同意したものに限る。)に関すること。
- (80) 建築基準法第44条第1項第2号の規定による建築許可に関すること。
- (81) 建築基準法第85条の規定による仮設建築物の許可に関すること。
- (82) 建築基準法及び建築基準法施行令の規定による認定に関すること(同法第3条第1項に係るものを除く。)
- (83) 浄化槽法第5条第3項の規定による浄化槽の設置又は変更の計画の変更又は禁止の命令に関すること。
- (84) 浄化槽法第5条第4項の規定による届出の内容が相当であると認める旨の通知に関すること。
- (85) 都市計画法第29条第1

項及び第21項の規定による許可(市街化調整区域を含まない開発行為で20,000平方メートル未満のものに係るものに限る。)に関する事  
こと。

(86) 都市計画法第34条の2第1項の規定による国の機関又は都道府県等との協議(市街化調整区域を含まない開発行為で20,000平方メートル未満のものに係るものに限る。)に関する事  
こと。

(87) 都市計画法第35条の2の規定による変更(市街化調整区域を含まない開発行為で20,000平方メートル未満のものに係るものに限る。)の許可等に関する事  
こと。

(88) 都市計画法第36条第2項の規定による工事完了の検査(20,000平方メートル未満の開発行為に係るものに限る。)に関する事  
こと。

(89) 都市計画法第37条第1号の規定による承認(20,000平方メートル未満の開発行為に係るものに限る。)に関する事  
こと。

(90) 都市計画法第41条第2項(同法第34条の2第2項において準用する場合を含む。)及び第42条の規定による許可(市街化調整区域を含まない開発行為で20,000平方メートル未満のものに係るものに限る。)に関する事  
こと。

(91) 都市計画法第45条の規定による地位の承継の承認(市街化調整区域を含まない開発行為で20,000平方メートル未満のものに係るものに限る。)に関する事  
こと。

- (92) 都市計画法第47条(同法第34条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による登録等(市街化調整区域を含まない開発行為で20,000平方メートル未満のものに係るものに限る。)に関すること。
- (93) 都市計画法施行規則第60条の規定による書面の交付(市街化調整区域を含まない開発行為で20,000平方メートル未満のものに係るものに限る。)に関すること。
- (94) 租税特別措置法第28条の4、第31条の2、第62条の3及び第63条の規定による優良な宅地及び住宅の認定に関すること。
- (95) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「高齢者移動等円滑化法」という。)第15条の規定による措置の命令及び要請並びに指導及び助言(富山県建築基準法施行規則別表第1第2項(ウ)欄に掲げる建築物等に係るものに限る。)に関すること。
- (96) 高齢者移動等円滑化法第16条第3項の規定による指導及び助言(富山県建築基準法施行規則別表第1第2項(ウ)欄に掲げる建築物等に係るものに限る。)に関すること。
- (97) 高齢者移動等円滑化法第17条及び第18条の規定による計画の認定(富山県建築基準法施行規則別表第1第2項(ウ)欄に掲げる建築物等に係るものに限る。)に関すること。
- (98) 高齢者移動等円滑化法第53条第3項及び第4項の規定による報告の徴収及び立入検査(富山県建築基準法施行規則別表第1第2項(ウ)欄に掲げる建築物等に係るものに限る。)に関すること。

- (99) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」という。)第7条の規定による指導、助言、指示、報告の徴収及び立入検査(富山県建築基準法施行規則別表第1第2項(ウ)欄に掲げる建築物等に係るものに限る。)に関すること。
- (100) 耐震改修促進法第8条及び第9条の規定による計画の認定(富山県建築基準法施行規則別表第1第2項(ウ)欄に掲げる建築物等に係るものに限る。)に関すること。
- (101) 耐震改修促進法第10条の規定による報告の徴収(富山県建築基準法施行規則別表第1第2項(ウ)欄に掲げる建築物等に係るものに限る。)に関すること。
- (102) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条、第8条及び第9条の規定による計画の認定(富山県建築基準法施行規則別表第1第2項(ウ)欄に掲げる建築物等に係るものに限る。)に関すること。
- (103) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による地位の承継の承認(富山県建築基準法施行規則別表第1第2項(ウ)欄に掲げる建築物等に係るものに限る。)に関すること。
- (104) 都市公園法第6条第1項及び第3項の規定による都市公園の占用の許可及び当該許可事項の変更の許可(令第14条第3号及び第4号に係るものに限り、富岩運河環水公園に係るものを除く。)に関すること。
- (105) 都市公園法第9条の規定による都市公園の占有についての協議(令第14条第3号及び第4号に係るものに限り、富岩運河環水公園に係るものを除く。)に関すること。

- (106) 都市公園法第10条第2項の規定による原状回復等についての必要な指示(令第14条第3号及び第4号に係るものに限り、富岩運河環水公園に係るものを除く。)に関する事。
- (107) 富山県立都市公園条例(以下「都市公園条例」という。)第2条第1項及び第3項の規定による行為の許可及び当該許可事項の変更の許可(都市計画課長の専決事項に係るもの及び富岩運河環水公園に係るものを除く。)に関する事。
- (108) 都市公園条例第4条第7号から第9号までの規定による行為の禁止に係る区域又は場所の指定(富岩運河環水公園に係るものを除く。)に関する事。
- (109) 都市公園条例第5条の規定による利用の禁止及び制限(富岩運河環水公園に係るものを除く。)に関する事。
- (110) 都市公園条例第15条の規定による届出の受理(令第14条第3号及び第4号に係るものに限り、富岩運河環水公園に係るものを除く。)に関する事。
- (111) 県民公園条例第7条第1項及び第3項の規定による行為の許可及び当該許可事項の変更の許可に関する事(高岡土木センターに限る。)
- (112) 県民公園条例第9条第7号から第9号までの規定による行為の禁止に係る区域又は場所の指定に関する事(高岡土木センターに限る。)
- (113) 県民公園条例第10条の規定による利用の禁止及び制限に関する事(高岡土木センターに限る。)
- (114) 県民公園条例第20条の規定による届出の受理に関する事(高岡土木センターに限る。)

土木部 管理課

(115) 富山県景観条例(以下「景観条例」という。)第26条第1項(景観条例第34条第4項において準用する場合を含む。)の規定による指導及び助言で次に掲げる行為に係るものに関する事

ア 景観条例第23条第1項第1号及び第2号に掲げる行為(富山県建築基準法施行規則別表第1第2項(ウ)欄に掲げる建築物等に係るものに限る。)

イ 景観条例第23条第1項第3号に掲げる行為(市街化調整区域を含まない土地で20,000平方メートル未満のものに係るものに限る。)

ウ 景観条例第23条第1項第5号に掲げる行為のうち砂利及び土の採取に係るもの。ただし、砂利の採取に係る行為については、次に掲げるものに限る。

(ア) 河川区域における行為

(イ) 河川区域外における採取期間が1年以内の行為

(116) 県民福祉条例第30条の規定による適合証の交付(富山県建築基準法施行規則別表第1第2項(ウ)欄に掲げる建築物等に係るものに限る。)に関する事

(117) 県民福祉条例第33条及び第38条の規定による指導及び助言(富山県建築基準法施行規則別表第1第2項(ウ)欄に掲げる建築物等に係るものに限る。)に関する事

(118) 県民福祉条例第35条の規定による完了検査(富山県建築基準法施行規則別表第1第2項(ウ)欄に掲げる建築物等に係るものに限る。)に関する事

(119) 県民福祉条例第39条

の規定による報告の請求及び立入調査(富山県建築基準法施行規則別表第1第2項(ウ)欄に掲げる建築物等に係るものに限る。)に関すること。

(120) 県民福祉条例第40条の規定による報告の請求(富山県建築基準法施行規則別表第1第2項(ウ)欄に掲げる建築物等に係るものに限る。)に関すること。

(121) エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「省エネルギー法」という。)第74条第1項の規定による指導及び助言(富山県建築基準法施行規則別表第1第2項(ウ)欄に掲げる建築物に係るものに限る。)に関すること。

(122) 省エネルギー法第75条第2項の規定による指示(富山県建築基準法施行規則別表第1第2項(ウ)欄に掲げる建築物に係るものに限る。)に関すること。

(123) 省エネルギー法第87条第10項の規定による報告の徴収及び立入検査(富山県建築基準法施行規則別表第1第2項(ウ)欄に掲げる建築物に係るものに限る。)に関すること。

(124) 次に掲げる事項の支出負担行為及び支出命令に関すること。

ア 特別市町村道整備事業に係る補助金

イ 高速道路関連公共施設等整備事業に係る補助金

ウ 小規模急傾斜地崩壊対策事業に係る補助金

建設技術企画課

- (1) 建築機械抵当法による打刻及び検認に関すること。
- (2) 建設業法による建設業の許可に関すること(土木センター所長の専決事項に係るものを除く。)
- (3) 建設リサイクル法による解体工事業者の登録に関すること(土木センター所長の専決事項に係るものを除く。)
- (4) 浄化槽法による浄化槽工事業者の登録に関すること(土木センター所長の専決事項に係るものを除く。)

道路課

- |  |  |
|--|--|
| <p>(1) 道路法第19条第1項の規定による境界地の道路の管理方法の協議に関すること。</p> <p>(2) 道路法第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法の協議に関すること。</p> <p>(3) 道路法第21条の規定による他の工作物の管理者に対する工事施行命令等に関すること。</p> <p>(4) 道路法第47条の3の規定による車両の通行に関する措置命令に関すること。</p> <p>(5) 道路法第92条及び第94条(これらの規定を同法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による不用物件の管理、特別使用の許可(道路の占用許可を除く。)、交換及び返還に関すること。</p> <p>(6) 道路法第95条の2第2項の規定による自動車専用道路の指定の場合及び自動車専用道路が他の道路に連絡する位置を定める場合の公安委員会への協議に関すること。</p> <p>(7) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第3条の規定による電線共同溝を整備すべき道路の指定に関すること。</p> <p>(8) 管理道路の新設及び改築をする場合の既存の管理道路との交差方法の決定に関すること。</p> <p>(9) 道路管理者が行う橋りよう等の河川占用許可の申請に関すること(国土交通省が管理する河川に係る新規のものに限る。)</p> <p>(10) 軌道法第13条の規定による帳簿等の提出命令及び監査に関すること。</p> <p>(11) 軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令第1条に規定する事項の処理に関すること。</p> | <p>(1) 道路法第11条第3項の規定による道路が重複する場合の通知に関すること。</p> <p>(2) 道路法第18条の規定による道路の区域の決定及び供用の開始等に関すること。</p> <p>(3) 道路法第22条の規定による工事原因者に対する工事施行命令のうち次に掲げるものに関すること。<br/>ア 道路の付替工事<br/>イ 橋りようの架設工事</p> <p>(4) 道路法第24条の規定による道路管理者以外の者の行う次に掲げる工事等の承認に関すること。<br/>ア 道路の付替工事<br/>イ 橋りようの架設工事<br/>ウ 広域営農団地農道、大規模林業圏開発林道、臨港道路その他の道路法による道路以外の道路の取付工事のうち次の方法で交差するもの。<br/>(ア) 立体交差<br/>(イ) 五差路以上の交差<br/>(ウ) 都市計画決定された道路(道路の区域決定前であつても将来道路となることが確実なものを含む。)との交差<br/>(エ) 既存の管理道路の中心線の変更を伴う交差</p> <p>(5) 道路法第31条第1項の規定による道路の交差の協議に関すること。</p> <p>(6) 道路法第32条から第41条まで(同法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による道路の占用の許可、協議、禁止、制限等に関すること(土木センター所長及び土木事務所長の専決事項に係るものを除く。)</p> <p>(7) 道路法第71条第4項の規定による道路監理員の任命に関すること。</p> |
|--|--|

- |   |   |
|---|---|
| <p>(12) 道路運送法第50条第3項(同法第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による自動車道事業の工事施工の認可申請期間等の伸長に関する事。</p> <p>(13) 道路運送法第54条第1項の規定による自動車道事業の工事方法変更の認可に関する事。</p> <p>(14) 道路運送法第67条において準用する同法第54条第1項の規定による一般自動車道の構造又は設備の変更の認可に関する事。</p> <p>(15) 地方道路公社法第24条の規定による富山県道路公社の予算、事業計画及び資金計画の承認に関する事。</p> <p>(16) 地方道路公社法第32条の規定による富山県道路公社の役員及び職員に対する給与並びに退職手当の支給基準の承認に関する事。</p> <p>(17) 地方道路公社法第38条及び第39条の規定による富山県道路公社の業務及び資産の状況に関する報告及び検査並びに監督命令に関する事。</p> <p>(18) 過疎地域自立促進特別措置法第14条第2項、豪雪地帯対策特別措置法第14条第2項及び山村振興法第11条第2項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて行う次の事項に関する事。<br/>ア 道路法第21条の規定による他の工作物の管理者に対する工事施行命令等<br/>イ 道路法第92条第4項の規定による不用物件と新たに道路を構成する物件との交換(室課長の専決事項に係るものを除く。)</p> | <p>(8) 道路法第76条の規定による報告の提出に関する事。</p> <p>(9) 道路法第93条の規定による不用物件の使用の申出及び引渡しに関する事。</p> <p>(10) 過疎地域自立促進特別措置法第14条第2項、豪雪地帯対策特別措置法第14条第2項及び山村振興法第11条第2項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて行う次の事項に関する事。<br/>ア 道路法第18条の規定による道路の区域の決定及び区域の変更に関する事。<br/>イ 道路法第22条の規定による工事原因者に対する工事施行命令のうちに掲げるものに関する事。<br/>(ア) 道路の付替工事<br/>(イ) 橋りよりの架設工事<br/>ウ 道路法第24条の規定による道路管理者以外の者の行う次に掲げる工事等の承認に関する事。<br/>(ア) 道路の付替工事<br/>(イ) 橋りよりの架設工事<br/>(ウ) 広域営農団地農道、大規模林業圏開発林道、臨港道路その他の道路法による道路以外の道路の取付工事のうち次の方法で交差するもの<br/>a 立体交差<br/>b 五差路以上の交差<br/>c 都市計画決定された道路(道路の区域決定前であっても将来道路となることが確実なものを含む。)との交差</p> |
|---|---|

(工) 道路法第32条から第41条まで(同法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による道路の占用の許可、協議、禁止、制限等に関する事。

エ 道路法第92条第4項の規定による不用物件(1件1,000万円未満のものに限る。)と新たに道路を構成する物件との交換

オ 道路法第93条の規定による不用物件の使用の申出及び引渡し

- (11) 管理道路と他の道路法上の道路とが交差する場合の道路管理者間の協議に關すること(土木センター所長及び土木事務所長の專決事項に係るものを除く。)
- (12) 道路管理者が行う橋りよう等の河川占用許可の申請に關すること(国土交通省が管理する河川に係る変更に係るものに限る。)
- (13) 軌道法第24条第1項の規定による道路の原状回復の指示に關すること。
- (14) 軌道法施行令第6条第1項ただし書の規定による線路の変更又は工事方法書記載事項の変更で輕微な事項についての届出の受理に關すること。
- (15) 軌道法施行令第7条の規定による工事施行の認可又は工事方法書記載事項等の変更認可があつた際における道路管理者又は河川管理者に対する通知等に關すること。
- (16) 軌道法施行令第8条の規定による工事の着手等の届出の受理及び届出を受けた旨の報告に關すること。
- (17) 道路運送法第54条第3項(同法第67条において準用する場合を含む。 )及び第66条第3項の規定による自動車道事業の工事方法の変更、構造設備の変更及び事業計画の変更に係る届出の受理に關すること。
- (18) 道路運送法第91条の規定による道路管理者の意見に關すること(土木センター所長及び土木事務所長の專決事項に係るものを除く。 )。

河川課

(1) 河川区域、高規格堤防特別区域、樹林帯区域、特定樹林帯区域、河川保全区域、河川予定地、河川立体区域、河川保全立体区域及び河川予定立体区域の指定に関すること。

(2) 河川法第14条の規定による河川管理施設の操作規則の策定及び変更に関すること。

(3) 河川法第16条の3の規定による市町村長が施行する工事等の協議に関すること。

(4) 河川法第17条の規定による兼用工作物の管理方法の協議に関すること。

(5) 特定水利使用に関する河川法第23条、第24条、第26条及び第27条の規定による許可(治水又は利水に影響を及ぼすおそれのないものに限る。)で、次に掲げるものに関すること(室課長の専決事項に係るものを除く。)

ア 流水の占有の場所の変更

イ 同一内容で継続する占有の許可の期間の更新

ウ 河川法第27条第1項の許可

エ アからウまでに掲げるもののほか、貯留量の増加をもたらさないダムの改築その他工作物の改築に係る許可

(6) 特定水利使用以外の水利使用に関する河川法第23条、第24条、第26条及び第27条の規定による許可に関すること(室課長の専決事項に係るものを除く。)

(7) 河川法第30条の規定による完成検査及び一部使用承認に関すること(土木センター所長及び土木事務所長の専決事項に係るものを除く。)

ダム管理事務所

(1) 次に掲げる事項の支出負担行為及び支出命令に関すること(利賀川ダム管理事務所及び室牧ダム管理事務所に限る。)

ア 旅費

イ 1件200万円未満の負担金、補助及び交付金

(2) ダム管理区域内への立入りの禁止又は制限に関すること。

- |   |  |
|---|--|
| <p>(8) 河川法第34条の規定による同法第23条の権利の譲渡の承認に関すること。</p> <p>(9) 河川法第36条第1項の規定による意見に関すること(室課長の専決事項に係るものを除く。)</p> <p>(10) 河川法第53条の2第1項の規定による水利使用の承認及び同条第3項の規定による当該承認の取消しに関すること。</p> <p>(11) 河川法第75条の規定による工作物の保管等、当該工作物の売却及びその売却代金の保管に関すること。</p> <p>(12) 河川法第91条及び第92条の規定による廃川敷地等の管理等に関すること。</p> <p>(13) 河川法施行令第16条の4第1項第3号の規定による河川管理施設等を保全する必要があると認める土地の区域の指定及び当該土地の区域に入することを禁止するものの指定に関すること。</p> <p>(14) 海岸法第8条の規定による制限行為の許可に関すること(水産漁港課及び港湾課の所掌に係るもの並びに課長、土木センター所長及び土木事務所長の専決事項に係るものを除く。)</p> <p>(15) 海岸法第8条の2第1項及び第37条の6第1項の規定による区域の指定に関すること(水産漁港課及び港湾課の所掌に係るものを除く。)</p> <p>(16) 海岸法第8条の2第1項第3号及び第37条の6第1項第3号の規定による放置等を禁止するものの指定に関すること(水産漁港課及び港湾課の所掌に係るものを除く。)</p> | <p>(1) 河川法第18条の規定による工事等原因者に対する工事等の施行命令に関すること。</p> <p>(2) 河川法第20条の規定による河川管理者以外の者の施行する河川工事等の承認に関すること。</p> <p>(3) 特定水利使用に関する河川法第23条、第24条、第26条及び第27条の規定による許可(治水又は利水に影響を及ぼすおそれのないものに限る。)で、次に掲げるものに関すること。<br/> ア 工期の変更<br/> イ 工作物の修繕<br/> ウ 工作物の変更(工期内における構造及び工法の変更で、工事の重要な部分に関するもの以外のものに限る。)</p> <p>(4) 特定水利使用以外の水利使用に関する河川法第23条、第24条、第26条及び第27条の規定による許可(治水又は利水に影響を及ぼすおそれのないものに限る。)で、次に掲げるものに関すること。<br/> ア 流水の占有の場所の変更<br/> イ 同一内容で継続する占有の許可の期間の更新<br/> ウ 河川法第27条第1項の許可<br/> エ アからウまでに掲げるもののほか、貯留量の増加をもたらさないダム の改築その他工作物の改築に係る許可</p> <p>(5) 水利使用以外に関する河川法第24条から第29条までの規定による許可(特定水利使用に関するものを除く。)に関すること(土木セ</p> |
|---|--|

- |   |  |
|---|--|
| <p>(17) 海岸法第12条の規定による工作物の保管等、当該工作物の売却及びその売却代金の保管に関すること(水産漁港課及び港湾課の所掌に係るものを除く。)</p> <p>(18) 海岸法第15条の規定による工事の施行等の協議及び同法第30条の規定による費用負担の協議に関すること(水産漁港課及び港湾課の所掌に係るものを除く。)</p> <p>(19) 公有水面5ヘクタール以下の埋立ての免許及び完成の認定に関すること(水産漁港課及び港湾課の所掌に係るものを除く。)</p> <p>(20) 埋立工事施行区域内における公有水面に存する工作物その他の物件の除却命令に関すること(水産漁港課及び港湾課の所掌に係るものを除く。)</p> <p>(21) 土地区画整理法第7条(同法第17条において準用する場合を含む。)及び土地改良法第5条第6項の規定による編入の承認に関すること(河川敷地に係るものに限る。)</p> | <p>ンター所長及び土木事務所長の専決事項に係るものを除く。)</p> <p>(6) 河川法第36条第1項の規定による意見に関すること(第3号アからウまでに掲げられているものに限る。)</p> <p>(7) 河川法第36条第2項の規定による意見の聴取に関すること。</p> <p>(8) 河川法第77条第1項の規定による河川監理員の任命に関すること。</p> <p>(9) 河川法第78条の規定による報告に関すること。</p> <p>(10) 河川法第89条の規定による立入り及び一時使用に関すること(土木センター所長及び土木事務所長の専決事項に係るものを除く。)</p> <p>(11) 河川法第93条の規定による廃川敷地等の管理等に関すること。</p> <p>(12) 海岸法第7条及び第37条の4の規定による占用の許可並びに同法第8条及び第37条の5の規定による制限行為の許可に関すること(水産漁港課及び港湾課の所掌に係るもの、土木センター所長及び土木事務所長の専決事項並びに8,000立方メートル以上の土石の採取に係るものを除く。)</p> |
|---|--|

- (13) 海岸法第13条の規定による工事の承認に関すること(水産漁港課及び港湾課の所掌に係るものを除く。)
- (14) 海岸法第16条の規定による工事等の施行命令に関すること(水産漁港課及び港湾課の所掌に係るものを除く。)
- (15) 砂利採取法第16条の規定による採取計画の認可及び同法第20条第1項の規定による採取計画の変更の認可等に関すること(土木センター所長及び土木事務所長の専決事項に係るものを除く。)
- (16) 砂利採取法第22条の規定による認可採取計画の変更命令に関すること。
- (17) 既に河川敷地となつている土地の寄附の受入れに関すること。
- (18) 景観条例第26条第1項(景観条例第34条第4項において準用する場合を含む。)の規定による指導及び助言に関すること(景観条例第23条第1項第5号に掲げる行為のうち砂利の採取に係るものに限り、土木センター所長及び土木事務所長の専決事項に係るものを除く。)

砂防課

- (1) 主務大臣又は知事以外の者が施行する地すべり防止工事の設計及び実施計画の承認並びに協議に関すること。
- (2) 急傾斜地法第3条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定に関すること。
- (3) 急傾斜地法第9条第3項の規定による必要な措置の勧告に関すること。
- (4) 土砂災害防止法第6条第1項及び第6項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び解除に関すること。
- (5) 土砂災害防止法第8条第1項及び第9項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定及び解除に関すること。
- (6) 土砂災害防止法第25条第1項の規定による必要な措置の勧告に関すること。
- (7) 富山県土採取規制条例第3条第1項の規定による区域の指定並びに同条第5項の規定による指定の解除及び区域変更に関すること。

- (1) 富山県砂防指定地等管理条例第4条、第5条及び第7条の規定による許可に関すること(土木センター所長及び土木事務所長の専決事項に係るものを除く。)
- (2) 地すべり防止区域(国土交通省の指定に係るものに限る。)内の制限行為の許可に関すること(土木センター所長及び土木事務所長の専決事項に係るものを除く。)
- (3) 急傾斜地法第26条の規定による報告に関すること。
- (4) 土砂災害防止法第6条第3項及び第8条第3項の規定による関係市町村長の意見聴取に関すること。
- (5) 富山県土採取規制条例第3条第4項の規定による関係市町村長の意見聴取に関すること。

港湾課

- (1) 港湾法第37条の3第1項の規定による禁止行為対象の区域及び物件の指定に關すること。
- (2) 港湾法第38条の2第7項、第8項及び第10項の規定による措置の勸告、変更の命令及び措置の要請に關すること。
- (3) 港湾法第43条の2の規定による工事の施行及び費用負担の協議に關すること。
- (4) 港湾法第56条の4の規定による工作物等の撤去、保管、売却等に關すること。
- (5) 海岸法第8条の規定による制限行為の許可に關すること(港湾管理者が管理する海岸に係るものに限り、室課長、出先機関の長及び土木事務所長の専決事項に係るものを除く。)
- (6) 海岸法第8条の2第1項及び第37条の6第1項の規定による禁止行為対象の区域及び物件の指定に關すること(港湾管理者が管理する海岸に係るものに限る。)
- (7) 海岸法第12条の規定による他の施設等の除却、保管、売却等に關すること(港湾管理者が管理する海岸に係るものに限る。)
- (8) 海岸法第15条の規定による工事の施行等の協議及び同法第30条の規定による費用負担の協議に關すること(港湾管理者が管理する海岸に係るものに限る。)
- (9) 公有水面5ヘクタール以下の埋立ての免許及び完成の認定に關すること(港湾管理者が管理する海岸に係るものに限る。)
- (10) 埋立工事施行区域内における公有水面に存する工作物その他の物件の除却命令に關すること(港湾管理者が管理する海岸に係るものに限る。)

- (1) 港湾法第37条第1項の規定による行為の許可に關すること(出先機関の長の専決事項に係るものを除く。)
- (2) 港湾法第38条の2第1項、第4項、第5項及び第9項に規定する届出及び通知の受理に關すること。
- (3) 海岸法第7条及び第37条の4の規定による占用の許可並びに同法第8条及び第37条の5の規定による制限行為の許可に關すること(港湾管理者が管理する海岸に係るものに限り、出先機関の長及び土木事務所長の専決事項並びに8,000立方メートル以上の土石の採取に係るものを除く。)
- (4) 海岸法第13条の規定による工事の承認に關すること(港湾管理者が管理する海岸に係るものに限る。)
- (5) 海岸法第16条の規定による工事等の施行命令に關すること(港湾管理者が管理する海岸に係るものに限る。)

富山新港管理局

- (1) 渡船の運行に關すること。
- (2) 港湾法第2条第5項第4号に規定する道路の通行の禁止又は制限に關すること。
- (3) 港湾法第37条第1項の規定による行為の許可(同一内容で更新するものに限る。)に關すること。
- (4) 富山県港湾管理条例第4条の規定による行為の許可並びに第5条の規定による港湾施設の使用の許可及び占用の許可に關すること(国土交通省港湾局長に対する協議事項を除く。)
- (5) 富山県港湾管理条例第13条第1項の規定による使用料等及び占用料等の減免並びに同条例第19条第1項の規定による入港料の減免に關すること。
- (6) 港湾管理者が行うけい留施設、橋りよう等の河川占用許可の更新申請に關すること。
- (7) 海岸法第7条及び第37条の4の規定による占用の許可で次に掲げるものに關すること。  
ア 許可期間が6月以内のもの  
イ 同一内容で更新するもの
- (8) 海岸法第8条及び第37条の5の規定による制限行為の許可(土石の採取に係るものを除く。)に關すること。
- (9) 港則法第5条第5項の規定による届出に關すること。
- (10) 自治会等による港湾緑地等の草刈り業務に対する協力謝金に係る報償費の支出負担行為及び支出命令に關すること。

港事務所

(11) 富山県港湾管理条例第5条の規定による港湾施設の使用の許可及び占用の許可に関する事(国土交通省港湾局長に対する協議事項に限る。)

- (1) 港湾法第2条第5項第4号に規定する道路の通行の禁止又は制限に関する事。
- (2) 港湾法第37条第1項の規定による行為の許可(同一内容で更新するものに限る。)に関する事。
- (3) 富山県港湾管理条例第4条の規定による行為の許可並びに第5条の規定による港湾施設の使用の許可及び占用の許可に関する事(国土交通省港湾局長に対する協議事項を除く。)
- (4) 富山県港湾管理条例第13条第1項の規定による使用料等及び占用料等の減免並びに同条例第19条第1項の規定による入港料の減免に関する事。
- (5) 港湾管理者が行うけい留施設、橋りよう等の河川占用許可の更新申請に関する事。
- (6) 海岸法第7条及び第37条の4の規定による占用の許可で次に掲げるものに関する事。
  - ア 許可期間が6月以内のもの
  - イ 同一内容で更新するもの
- (7) 海岸法第8条及び第37条の5の規定による制限行為の許可(土石の採取に係るものを除く。)に関する事。
- (8) 港則法第5条第5項の規定による届出に関する事。
- (9) 富岩運河環水公園に係る都市公園法第6条第1項及び第3項の規定による都市公園の占用の許可及び当該許可事項の変更の許可(令第14条第3号及び第4号に係るものに限る。)に関する事(富山港事務所に限る。)

- (10) 富岩運河環水公園に係る都市公園法第9条の規定による都市公園の占用についての協議(令第14条第3号及び第4号に係るものに限る。)に関する事(富山港事務所に限る。)
- (11) 富岩運河環水公園に係る都市公園法第10条第2項の規定による原状回復等についての必要な指示(令第14条第3号及び第4号に係るものに限る。)に関する事(富山港事務所に限る。)
- (12) 富岩運河環水公園に係る都市公園条例第2条第1項及び第3項の規定による行為の許可及び当該許可事項の変更の許可に関する事(富山港事務所に限る。)
- (13) 富岩運河環水公園に係る都市公園条例第4条第7号から第9号までの規定による行為の禁止に係る区域又は場所の指定に関する事(富山港事務所に限る。)
- (14) 富岩運河環水公園に係る都市公園条例第5条の規定による利用の禁止及び制限に関する事(富山港事務所に限る。)
- (15) 富岩運河環水公園に係る都市公園条例第6条の2の規定による環水公園野外劇場及び環水公園水上遊具庫の利用の承認に関する事(富山港事務所に限る。)
- (16) 富岩運河環水公園に係る都市公園条例第15条の規定による届出の受理(令第14条第3号及び第4号に係るものに限る。)に関する事(富山港事務所に限る。)
- (17) 自治会等による港湾緑地等の草刈り業務に対する協力謝金に係る報償費の支出負担行為及び支出命令に関する事。

都市計  
画課

- |  |   |
|--|---|
| (1) 富山県風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項の規定による許可に関する事<br>こと。                     | (1) 土地区画整理法第76条の規定による建築行為等の許可に関する事<br>こと。   |
| (2) 富山県風致地区内における建築等の規制に関する条例第5条の規定による措置命令に関する事<br>こと。                      | (2) 市町村の行う土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更の認可に関する事<br>こと。   |
| (3) 富山県風致地区内における建築等の規制に関する条例第6条の規定による立入検査に関する事<br>こと。                      | (3) 土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更の認可に関する事<br>こと。   |
| (4) 都市計画法第19条第3項の規定による市町村の都市計画決定の同意に関する事<br>こと。                            | (4) 個人の行う土地区画整理事業の規約及び事業計画の変更の認可に関する事<br>こと。  |
| (5) 都市計画法第21条の規定による都市計画の変更に関する事<br>こと。                                     | (5) 区画整理会社の行う土地区画整理事業の規準及び事業計画の変更の認可に関する事<br>こと。  |
| (6) 都市計画事業の認可に関する事<br>こと。  | (6) 都市緑地法第8条第2項の規定による行為の禁止及び制限並びに命令に関する事<br>こと。   |
| (7) 土地区画整理組合の設立、解散及び合併の認可に関する事<br>こと。                                      | (7) 都市緑地法第8条第4項の規定による期間の延長に関する事<br>こと。  |
| (8) 市町村の行う土地区画整理事業の設計の概要の認可に関する事<br>こと。                                    | (8) 都市緑地法第8条第8項の規定による協議に関する事<br>こと。   |
| (9) 個人の行う土地区画整理事業の施行、廃止及び終了の認可に関する事<br>こと。                                 | (9) 都市緑地法第11条第1項(同法第19条において準用する場合を含む。)の規定による報告に関する事<br>こと。  |
| (10) 区画整理会社の行う土地区画整理事業の施行、廃止及び終了の認可に関する事<br>こと。                            | (10) 都市公園法第6条第1項及び第3項の規定による都市公園の占用の許可及び当該許可事項の変更の許可に関する事(都市公園法第7条第1号、第2号及び第4号並びに令第12条第1号に係るものに限り、環境政策課の所掌に係るものを除く。) |
| (11) 区画整理会社の合併及び分割並びに土地区画整理事業の譲渡及び譲受けの認可に関する事<br>こと。                       | (11) 都市公園条例第2条第1項及び第3項の規定による行為の許可及び当該許可事項の変更の許可(同条第1項第6号に係るものに限る。)に関する事<br>こと。                                      |
| (12) 土地区画整理事業施行者の指導並びに事業又は会計の検査に関する事<br>こと。                                | (12) 都市公園条例第15条の規定による届出の受理に関する事<br>こと。  |
| (13) 土地区画整理法による換地計画の認可に関する事<br>こと。   |   |
| (14) 都市緑地法第4条第5項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定による市町村の基本計画に係る協議に基づく同意に関する事<br>こと。 |   |

ること。

(15) 都市緑地法第14条の規定による制限行為の許可等に関すること。

(16) 都市緑地法第11条第2項(同法第19条において準用する場合を含む。)の規定による立入検査及び調査に関すること。

(17) 駐車場法第4条第3項の規定による駐車場整備計画の協議に関すること。

(18) 都市公園法第5条第1項の規定による公園管理者以外の者の公園施設の設置及び管理の許可並びに当該許可事項の変更の許可に関すること(環境政策課の所掌に係るものを除く。)

すること(土木センター所長及び土木事務所長の専決事項に係るものを除く。)

(13) 県民公園条例第20条の規定による届出の受理に関すること(環境政策課の所掌に係るもの及び高岡土木センター所長の専決事項に係るものを除く。)

(14) 都市計画法第65条の規定による建築等の許可に関すること。

(15) 下水道法第39条第1項の規定による報告に関すること。

- (19) 都市公園法第5条の2第1項の規定による兼用工作物の管理方法の協議に関する事(環境政策課の所掌に係るものを除く。)
- (20) 都市公園法第6条第1項又は第3項の規定による都市公園の占用の許可又は当該許可事項の変更の許可に関する事(都市公園法第7条第3号及び都市公園法施行令第12条第2号から第6号までの規定に係るもの限り、環境政策課の所掌に係るものを除く。)
- (21) 都市公園法第9条の規定による都市公園の占用についての協議に関する事(環境政策課の所掌に係るもの並びに土木センター所長及び土木事務所長の専決事項に係るものを除く。)
- (22) 都市公園法第10条第2項の規定による原状回復等についての必要な指示に関する事(環境政策課の所掌に係るもの並びに土木センター所長及び土木事務所長の専決事項に係るものを除く。)
- (23) 都市公園法第27条の規定による工作物等の除却、保管、売却等に関する事(環境政策課の所掌に係るものを除く。)
- (24) 下水道法第4条第1項の規定による事業計画又はその変更の認可に関する事
- (25) 下水道法第36条の規定による普通財産の無償貸付又は譲与の申請に関する事
- (26) 下水道法第37条第1項の規定による工事又は維持管理についての必要な指示に関する事

建築住宅課

- (1) 市町村公営住宅の指導及び検査に関すること。
- (2) 宅地建物取引業者の指導及び業務の検査に関すること。
- (3) 不動産鑑定業者の業務の検査に関すること。
- (4) 建築士事務所の検査に関すること。
- (5) 建築基準法第48条及び第51条の規定による建築の許可に関すること。
- (6) 新住宅市街地開発事業区域内の建築等の許可に関すること。
- (7) 宅地造成等規制法第8条第1項本文及び第12条第1項の規定による造成工事の許可及び変更の許可に関すること。
- (8) 地方住宅供給公社法第27条の規定により富山県住宅供給公社の事業計画及び資金計画の承認に関すること。
- (9) 地方住宅供給公社法第40条及び第41条の規定による富山県住宅供給公社の業務及び資産の状況に関する報告及び検査並びに監督命令に関すること。
- (10) 市街地再開発組合の設立及び解散の認可に関すること。
- (11) 個人及び再開発会社の行う市街地再開発事業の施行の認可に関すること。
- (12) 都市再開発法の規定による権利変換計画の認可に関すること。
- (13) 市街地再開発事業施行者の監督に関すること。
- (14) 1件20万円以上の県営住宅家賃の減免に関すること。

- |  |   |
|--|---|
| <p>(15) 富山県屋外広告物条例(以下「屋外広告物条例」という。)第17条の規定による広告物及び掲出物件の違反に対する措置に関する事。</p>              | <p>(1) 県営住宅入居者の決定及び入居の許可に関する事。</p>  |
| <p>(16) 屋外広告物条例第33条の規定による報告徴収、立入検査等に関する事。</p>  | <p>(2) 県営住宅の修繕に係る負担区分の決定及び用途変更の承認等に関する事。</p>                                |
| <p>(17) 景観法第7条第1項の規定による景観行政団体に係る協議及び同意に関する事。</p>                                       | <p>(3) 建築基準法の規定による建築の許可に関する事(土木部長及び土木センター所長の専決事項に係るものを除く。)</p>              |
| <p>(18) 景観条例第14条の規定による特定事業者景観づくり協定の締結に関する事。</p>  | <p>(4) 建築基準法及び建築基準法施行令の規定による認定に関する事(土木センター所長の専決事項に係るものを除く。)</p>             |
| <p>(19) 景観条例第18条の規定によるふるさとの記念物の指定に関する事。</p>  | <p>(5) 建築基準法に基づく届出に関する事(土木センター所長の専決事項に係るものを除く。)</p>                         |
| <p>(20) 景観条例第26条第3項及び第4項並びに第7項(これらの規定を景観条例第34条第4項において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び公表に関する事。</p> | <p>(6) 都市計画法第29条第1項及び第2項の規定による開発行為の許可に関する事(土木センター所長の専決事項に係るものを除く。)</p>      |
| <p>(21) 景観条例第37条の規定によるふるさと眺望点の指定に関する事。</p>   | <p>(7) 都市計画法第34条の2第1項の規定による国の機関又は都道府県等との協議に関する事(土木センター所長の専決事項に係るものを除く。)</p> |
| <p>(22) 景観条例第39条の規定による既存施設等に対する要請に関する事。</p>  | <p>(8) 都市計画法第35条の2の規定による変更の許可等に関する事(土木センター所長の専決事項に係るものを除く。)</p>             |
| <p>(23) 景観条例第45条の規定による除外区域の指定、変更及び廃止に関する事。</p>   | <p>(9) 都市計画法第36条第2項の規定による工事完了の検査に関する事(土木センター所長の専決事項に係るものを除く。)</p>           |
| <p>(24) 県民福祉条例第36条の規定による勧告(建築物に係るものに限る。)に関する事。</p>                                     | <p>(10) 都市計画法第36条第3項の規定による工事完了の公告に関する事。</p>                                 |
| <p>(25) 県民福祉条例第37条の規定による公表(建築物に係るものに限る。)に関する事。</p>                                     |   |

- |   |  |
|---|--|
| <p>(26) 省エネルギー法第75条第3項の規定による公表に関すること。</p> | <p>(11) 都市計画法第37条の規定による承認に関すること(土木センター所長の専決事項に係るものを除く。)</p> <p>(12) 都市計画法第41条第2項(同法第34条の2第2項において準用する場合を含む。)及び第42条の規定による許可に関すること(土木センター所長の専決事項に係るものを除く。)</p> <p>(13) 都市計画法第43条第1項の規定による建築、改築及び用途変更の許可に関すること。</p> <p>(14) 都市計画法第43条第3項の規定による国の機関又は都道府県等との協議に関すること。</p> <p>(15) 都市計画法第45条の規定による地位の承継の承認に関すること(土木センター所長の専決事項に係るものを除く。)</p> <p>(16) 都市計画法第47条(同法第34条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による登録等に関すること(土木センター所長の専決事項に係るものを除く。)</p> <p>(17) 都市計画法施行規則第60条の規定による書面の交付に関すること(土木センター所長の専決事項に係るものを除く。)</p> <p>(18) 高齢者移動等円滑化法第15条の規定による措置の命令及び要請並びに指導及び助言に関すること(土木センター所長の専決事項に係るものを除く。)</p> <p>(19) 高齢者移動等円滑化法第16条第3項の規定による指導及び助言に関すること(土木センター所長の専決事項に係るものを除く。)</p> <p>(20) 高齢者移動等円滑化法第17条及び第18条の規定による計画の認定に関すること(土木センター所長の専決事項に係るものを除く。)</p> |
|---|--|

- (21) 高齢者移動等円滑化法第53条第3項及び第4項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること(土木センター所長の専決事項に係るものを除く。)
- (22) 耐震改修促進法第7条の規定による指導、助言、指示、報告の徴収及び立入検査に関すること(土木センター所長の専決事項に係るものを除く。)
- (23) 耐震改修促進法第8条及び第9条の規定による計画の認定に関すること(土木センター所長の専決事項に係るものを除く。)
- (24) 耐震改修促進法第10条の規定による報告の徴収に関すること(土木センター所長の専決事項に係るものを除く。)
- (25) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条、第8条及び第9条の規定による計画の認定に関すること(土木センター所長の専決事項に係るものを除く。)
- (26) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による地位の承継の承認に関すること(土木センター所長の専決事項に係るものを除く。)
- (27) 1件20万円未満の県営住宅家賃の減免に関すること。
- (28) 屋外広告物条例第6条の規定による広告物の表示及び掲出物件の設置の許可に関すること。
- (29) 屋外広告物条例の規定による屋外広告業者の登録に関すること。
- (30) 屋外広告物条例第26条第1項の規定による講習会の開催等に関すること。
- (31) 屋外広告物条例第27条第1項第5号の規定による認定に関すること。
- (32) 景観条例第13条第2項の規定による景観づくり住

民協定の公表に関すること。

(33) 景観条例第22条第2項の規定による措置の要請に関すること。

(34) 景観条例第26条第1項(景観条例第34条第4項において準用する場合を含む。)の規定による指導及び助言で次に掲げる行為に係るものに関すること。

ア 景観条例第23条第1項第1号及び第2号に掲げる行為(土木センター所長の専決事項に係るものを除く。)

イ 景観条例第23条第1項第3号に掲げる行為(土木センター所長の専決事項に係るものを除く。)

ウ 景観条例第23条第1項第4号に掲げる行為

エ 景観条例第23条第1項第5号に掲げる行為(河川課の所掌に係るもの並びに土木センター所長及び土木事務所長の専決事項に係るものを除く。)

オ 景観条例第32条第1項第2号に掲げる行為

(35) 景観条例第27条第2項の規定による報告の要求及び同条第3項の規定による措置の要請に関すること。

(36) 県民福祉条例第30条の規定による適合証の交付に関すること(建築物に係るものに限り、土木センター所長の専決事項に係るものを除く。)

(37) 県民福祉条例第33条及び第38条の規定による指導及び助言に関すること(建築物に係るものに限り、土木センター所長の専決事項に係るものを除く。)

(38) 県民福祉条例第35条の規定による完了検査に関すること(建築物に係るものに限り、土木センター所長の専決事項に係るものを除く。)

		<p>(39) 県民福祉条例第39条の規定による報告の請求及び立入調査に関すること(建築物に係るものに限り、土木センター所長の専決事項に係るものを除く。)</p> <p>(40) 県民福祉条例第40条の規定による報告の請求に関すること(建築物に係るものに限り、土木センター所長の専決事項に係るものを除く。)</p> <p>(41) 省エネルギー法第74条第1項の規定による指導及び助言に関すること(土木センター所長の専決事項に係るものを除く。)</p> <p>(42) 省エネルギー法第75条第2項の規定による指示に関すること(土木センター所長の専決事項に係るものを除く。)</p> <p>(43) 省エネルギー法第87条第10項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること(土木センター所長の専決事項に係るものを除く。)</p>	
	営繕課	建築の設計及び工事監督の受託に関すること。	工事の完成前において代価の請求があつた場合の出来形歩合の検認に関すること。
出納局	検査室	<p>(1) 県が出資している法人等に係る会計事務等の検査及び指導に関すること。</p> <p>(2) 知事が会計事務等の検査の権限を有する金融機関等に係る当該事務等の検査に関すること。</p>	<p>(1) 会計事務の検査及び指導に関すること。</p> <p>(2) 1件1,000万円以上(建築等の営繕工事にあつては、1件250万円を超えるもの)の工事請負契約の完成検査(出先機関の長の共通専決事項に係るものを除く。)</p> <p>(3) 工事完成前において対価の請求があつた場合の1件3億円以上(建築等の営繕工事に係るものにあつては、1件2億円以上)の工事請負費の出来形部分の検認に関すること。</p>
	出納課		<p>支払を終わらないため歳入に受け入れる資金に係る歳入調定及び支払を終わらないため歳入に受け入れた資金に係る債務についての支出負担行為及び支出命令に関すること。</p> <p>出納室 出先機関の会計事務の検査及び指導に関すること。</p>

総務会 計課	1件の予定価格1,000万円以上(随意契約に係るものにあつては、500万円以上)の物品の購入、借入れ、製造、修繕等の契約に関する事(室課長及び出先機関の長の共通専決事項に係るものを除く。)	<p>(1) 職員の扶養親族の認定及び認定の取消し並びに職員の住居手当及び通勤手当の額の決定に関する事。</p> <p>(2) 単身赴任手当の額の決定に関する事。</p> <p>(3) 次に掲げる事項の支出負担行為及び支出命令に関する事(イ及びウにあつては、別に定めのあるものを除く。)</p> <p>ア 給料及び職員手当等(退職手当を除く。)</p> <p>イ 旅費(資金前渡によるもの及び費用弁償に係るものを除く。)</p> <p>ウ 負担金(旅費(資金前渡によるもの及び費用弁償に係るものを除く。)に伴うものに限る。)</p> <p>(4) 児童手当の受給資格の認定に関する事。</p> <p>(5) 物品の亡失及び損傷行為の認定に関する事。</p> <p>(6) 物品の売払い契約に関する事(室課長及び出先機関の長の共通専決事項に係るものを除く。)</p> <p>(7) 1件の予定価格1,000万円未満(随意契約に係るものにあつては、500万円未満)の物品の購入、借入れ、製造、修繕等の契約に関する事(室課長及び出先機関の長の共通専決事項に係るものを除く。)</p> <p>(8) 物品に係る入札及び契約の保証金の受入れ又は払出しに関する事(出先機関の長の共通専決事項に係るものを除く。)</p> <p>(9) 1件50万円以上の物品の購入、借入れ、製造、修繕等の契約の履行の確認に関する事(室課長及び出先機関の長の共通専決事項に係るものを除く。)</p>
-----------	--	---

2 生活衛生課動物管理センター所長の特定専決事項

- (1) 抑留犬の返還に関する事。
- (2) 犬及び猫の払下げに関する事。

3 総合県税事務所の自動車税センター所長(以下「自動車税センター所長」という。)の特定専決事項

自動車税及び自動車取得税に係る過誤納還付金の支出負担行為及び支出命令に関する事。

4 技術専門学院の分校長の特定専決事項

(1) 技術専門学院(分校に限る。)の利用の承認、利用の承認の取消し及び利用の制限に関する事。

(2) 入校願の処理に関する事。

(3) 訓練生の生産製作品の売払い契約に関する事。

5 農林水産総合技術センターの研究所長の特定専決事項

農林水産総合技術センター(研究所に限る。)の施設の利用及び試験等の依頼の承認、承認の取消し及び制限に関する事。

6 土木事務所長の特定専決事項

1の表土木部管理課の項出先機関の長専決事項の欄第1号から第3号まで、第7号から第9号まで、第11号から第66号まで、第104号から第110号まで、第115号ウ及び第121号に掲げる事項